

上板町 新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年6月9日

目 次

第1章 総論

- I はじめに
- II 新型インフルエンザ等対策の実施に係る基本的方針
- III 行動計画の見直し

第2章 各論

(I) 各期共通

- 1 実施体制
- 2 サーベイランス・情報収集
- 3 情報提供・共有
- 4 予防・まん延防止
- 5 医療
- 6 町民生活及び経済の安定の確保

(II) 未発生期

- 1 実施体制
- 2 サーベイランス・情報収集
- 3 情報提供・共有
- 4 予防・まん延防止
- 5 医療
- 6 町民生活及び経済の安定の確保

(III) 海外発生期

- 1 実施体制
- 2 サーベイランス・情報収集
- 3 情報提供・共有
- 4 予防・まん延防止
- 5 医療
- 6 町民生活及び経済の安定の確保

(IV) 県・町内未発生期

- 1 実施体制
- 2 サーベイランス・情報収集
- 3 情報提供・共有
- 4 予防・まん延防止
- 5 医療
- 6 町民生活及び経済の安定の確保

(V) 県・町内発生早期

- 1 実施体制
- 2 サーベイランス・情報収集
- 3 情報提供・共有
- 4 予防・まん延防止
- 5 医療
- 6 町民生活及び経済の安定の確保

(VI) 県・町内感染期

- 1 実施体制
- 2 サーベイランス・情報収集
- 3 情報提供・共有
- 4 予防・まん延防止
- 5 医療
- 6 町民生活及び経済の安定の確保

(VII) 県・町内小康期

- 1 実施体制
- 2 サーベイランス・情報収集
- 3 情報提供・共有
- 4 予防・まん延防止
- 5 医療
- 6 町民生活及び経済の安定の確保

(参考)国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策(政府)

附録

- 1 資料

第1章 総論

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等を相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成17年（2005年）に、「世界保健機構（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年（2008年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年（2009年）2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成23年（2011年）9月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制化の検討を重ね、平成24年（2012年）4月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

3 行動計画の策定趣旨

新型インフルエンザ等が発生した際には、その感染の拡大を防止・抑制し、住民の健康被害を最小限に止め、社会・経済活動を維持して住民生活の安定を図る必要がある。

このため、本町は、特措法第8条に基づき、有識者の意見を聴き、「上板町新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成した。

本行動計画は、「徳島県新型インフルエンザ等対応行動計画」（平成25年11月策定）を踏まえ、新型インフルエンザが発生した際に本町がとるべき対応をあらかじめ定めておくものである。これに基づき、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ的確に実施することにより、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の健康被害及び社会・経済への影響を最小限に止めることを目的としている。

なお、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、平成21年に発生した豚由来のA／H1N1など、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、次のとおりである。

- 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

4 鳥インフルエンザとの関係

鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発生した場合の対応については、本町行動計画の参考として、「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に係る基本的方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザや新感染症が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等対策を本町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、また、新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に対策を講じていく必要がある。

(1) 新型インフルエンザ等が発生する前の基本方針

新型インフルエンザ等、鳥インフルエンザを持ち込ませない、発生させないようにする。

(2) 新型インフルエンザ等発生後の基本方針

ア 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン供給のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

イ 町民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・町内での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを負うことになりかねない。本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、徳島県の地理的な条件、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の有効性、実効可能性及び対策そのものが町民生活及び経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから実施すべき対策を選択し決定する。

- 発生前の段階では、水際対策の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの研究・開発に係る情報収集と供給体制の整備、住民に対する啓発や県、市町村、事業所等による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周至に行っておくことが重要である。
- 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内万全の体制を構築するためには、我が国が島国であるとの特性を生かし、検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。
- 国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- 国内で感染が拡大した段階では、国、県、市町村、事業者等は相互に連携して、医療の確保や国民生活・国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処して行くことが求められる。
- 事態によっては、地域の実情等に応じて、県や各関係省庁等が新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える恐れがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを住民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延により医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に治療薬やワクチンがない可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

（１）基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施要請等、不要不急の外出自粛等の要請、学校、興業場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売り渡しの要請等の実施に当たって、国民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提にして、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

（２）危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度等によっては緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意が必要である。

（３）関係機関相互の連携協力の確保

上板町対策本部（以下「対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

（４）記録の作成・保存

町は、発生した段階で、県対策本部、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 新型インフルエンザ発生時の被害想定

本行動計画の策定にあたっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々

な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

本行動計画を策定するに際しては、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に現在の科学的知見を踏まえて想定された「政府行動計画」「県行動計画」に準拠する。

（１）町における被害想定

新型インフルエンザ等の流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等に左右され、現時点で正確に予測することは困難であるが、この行動計画では、国及び県の行動計画と同様に、人口の２５パーセントが罹患するとの前提の下に、被害の想定を行う。

	上板町	参考(徳島県)	参考(全国)
罹患者数	約3,200人	約19万4千人	約3,200万人
医療機関受診患者数	約1,000人 ～2,000人	約8万人 ～16万人	約1,300万人 ～2,500万人
入院患者数 (1日最大入院患者数)	約50人～200人 (10人以上)	約3,300人～12,500人 (600人以上)	約53万人～200万人 (10.1万人以上)
死亡者数	約17人～64人	約1,100人～4,000人	約17万人～64万人

（２）新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるとされているが、上記（１）のような被害が発生した場合には、次のような影響がひとつの例として想定される。

- 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

５ 対策推進のための役割分担

（１）国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研

究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

（２）県の役割

県は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

特に県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、感染症対策の中心的な役割を担っており、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的な判断と対応を求められる。

（３）町の役割

町は、県と同様、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

特に町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し主体的に対策を実施する。なお、対策の実施にあたっては、都道府県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

（４）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供する。

(5) 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から従業員への感染予防策の実施などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

(7) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

(8) 個人の役割

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても、手洗いの励行・咳エチケット等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた対策の実施

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、5つの段階に区分して各段階に応じた対策を実施する。その各段階への移行については、WHOのフェーズの引き上げ及び引き下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定するとされている。地域での発生段階は、国と協議の上で、県が判断するとされており、本町においては、本行動計画で定められた対策を国や県が定める段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対応の内容も変化することに留意する。

	国の行動計画による発生段階区分	町の行動計画による発生段階区分	状 態
国内未発生	未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
	海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生	国内発生早期 国内のいずれかの都道府県（本県を除く）で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県・町内未発生期	国内のいずれかの都道府県（本県を除く。）で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県・町内では新型インフルエンザが発生していない状態
		県・町内発生早期	県・町内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
	国内感染期 国内のいずれかの都道府県（本県を除く）で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県・町内未発生期	
		県・町内発生早期	
		県・町内感染期	県・町内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（※感染拡大～まん延～患者の減少）
	小康期 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	県・町内小康期	県・町内で新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

Ⅲ 行動計画の見直し

新型インフルエンザ等の発生から流行・まん延そして終息に至る経過は、必ずしも予測どおりに展開するものではなく、その予測自体も最新の状況や情勢の変化により変更される。この計画は、あくまで作成時点における予測及び状況に基づいて作成したものであり、その後の状況の変化等を踏まえて、随時修正する必要がある。

第2章 各論

(I) 各期共通

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる」及び「社会・経済を破綻にいたさせない」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1)実施体制」、「(2)サーベイランス・情報収集」、「(3)情報提供・共有」、「(4)予防・まん延防止」、「(5)医療」、「(6)町民生活・経済の安定」の6項目に分けて対策を講じることとする。

1 実施体制

(1) 方針

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の町民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、本町は、国、県、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等の発生に対しては、本町の組織を挙げて、正確な情報を継続的に収集し、それに基づき総合的な対策が実施できる体制を構築する。また、電話やメールによる緊急連絡網を整備しておくこと等により、職員の連絡及び参集体制を整えておくものとする。

(2) 対策本部設置前の体制

ア 情報連絡室

新型インフルエンザ等が海外又は国内で発生した疑いがある場合、企画防災課に情報連絡室を設置し、情報の収集や分析等を集中的に行う。

イ 上板町新型インフルエンザ庁内連絡会議

新型インフルエンザ等が発生していない段階において必要があるときは、その対策についての検討会議[議長:町長]を開催し、新型インフルエンザ等に関する情報を共有し、必要に応じて新型インフルエンザ対策等の準備を行う。

(3) 上板町新型インフルエンザ等対策本部

ア 設置

上板町新型インフルエンザ等対策本部は、次の場合に設置する。対策本部を設置した場合は、県に連絡する。

- ・県が「徳島県新型インフルエンザ等対策本部」を設置した場合

イ 編成

対策本部は、町長を本部長とし、次のような編成とする。

ウ 機能

対策本部の会議は、対策本部長が招集し、情報の共有・分析、基本的な対処方針その他重要事項について協議・検討するとともに、司令部（※実際の呼称に置き換えること。以下同じ。）が行う対策について調整等を行う。

対策本部の業務のうち、予め予測されているものについては、それを所掌する司令部が処理し、本部で進捗管理等を行う。

当初予想されていなかった所掌が不明確な業務については、実施部間で調整し、調整がつかない業務については、司令部の総合調整あるいは対策本部の会議で所管部を決める。

必要な場合は、あらかじめ選定した医師等の専門アドバイザーの意見を参考にするとともに、業務の実施に際しては、徳島県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と連携する。

エ 運営

長期にわたる対応が予想されるため、多くの対策業務を抱えることになる課等においては、他課の協力やローテーション等によりその要員確保に務める必要がある。

また、本部要員については、個人防護装具、分散型作業等により新型インフルエンザ等の感染防止を図るものとする。そのため状況によっては、県対策本部との協議調整等にテレビ会議システムを利用することも検討する。

また、本部要員の感染に備えて、あらかじめ代理者を指定しておくものとする。

段階	体制	体制の判断基準
未発生期	・情報連絡室の設置 ・新型インフルエンザ庁内連絡会議	・全庁的対応は不要だが、情報収集が必要な場合
海外発生期 県・町内未発生期 県・町内発生早期 県・町内感染期 小 康 期	・対策本部	・県が対策本部を設置した場合

(4) 実施部各課の対策業務

担当課	新型インフルエンザ等対策に関する所管業務
共 通	1. 新型インフルエンザ等に関する情報の収集に関すること。 2. 新型インフルエンザ等の発生時における所管業務の継続等に関すること。 3. 新型インフルエンザ等対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。 4. 国や県が実施する新型インフルエンザ等対策との連携に関すること。 5. その他対策本部長に命じられた事項に関すること。

企 画 防 災 課	1 対策本部等の運営統括に関すること。 2 各課の新型インフルエンザ等対策業務、情報管理に係る総合調整に関すること。 3 新型インフルエンザ等の相談窓口の設置及び運営に関すること。 4 新型インフルエンザ等の感染防止対策物品その他必要な物資・資材の備蓄に関すること。 5 新型インフルエンザ等対策に係る訓練に関すること。 6 新型インフルエンザ等の発生時における集会、イベントの自粛に関すること。 7 新型インフルエンザ等の発生時における町役場の業務継続の見直し等に関すること。 8 新型インフルエンザ等対策に係る県、他市町村、関係機関等との連携に関すること。 9 新型インフルエンザ等対策に係る消防団・自主防災組織との連絡調整に関すること。 10 新型インフルエンザ等に関する広報（情報提供）の統括に関すること。 11 新型インフルエンザ等に関する報道機関との連絡、調整に関すること。 12 新型インフルエンザ等対策に係る自治会等との連絡に関すること。
総 務 課	1 新型インフルエンザ等の感染予防・まん延防止等のための職員及び庁舎の管理に関すること。 2 新型インフルエンザ等の発生時における町役場の組織体制の見直し等に関すること。
住 民 人 権 課	1 新型インフルエンザ等の発生時における埋火葬、遺体の安置等に関すること。 2 新型インフルエンザ等に関する在住外国人への情報提供、国際交流事業の取扱いに関すること。
税 務 課	1 新型インフルエンザ等の発生時における公的徴収金の減免等に関すること。
産 業 課	1 新型インフルエンザ等対策に係る観光事業者との連絡調整、指導要請等に関すること。 2 新型インフルエンザ等に関する旅行者への情報提供、指導要請等に関すること。 3 新型インフルエンザ等の発生時における観光客誘致活動の取扱いに関すること。 4 新型インフルエンザ等対策に係る経済団体との連絡調整、指導要請等に関すること。 5 新型インフルエンザ等に関する商工業者への情報提供、事業継続・自粛要請、感染予防指導等に関すること。 6 高病原性鳥インフルエンザ等の動向監視に関すること。 7 飼育鳥、野鳥等の不審死への対応に関すること。 8 新型インフルエンザ等に関する農協等への情報提供、事業継続、自粛要請、感染予防指導等に関すること。

	9 新型インフルエンザ等の発生時における生活必需品の流通に関する こと。
福 祉 保 健 課	1 感染症法に関すること。 2 新型インフルエンザ等に関する情報提供及び普及啓発に関すること（心のケアを含む）。 3 新型インフルエンザ等の健康相談窓口の設置運営に関すること。 4 新型インフルエンザ等の健康観察、医療提供等に係る連絡調整に関する こと。 5 予防接種に関すること。 6 新型インフルエンザ等の発生時における臨時医療所の設置に係る連絡 調整に関すること。 7 町立福祉施設等における新型インフルエンザ等の感染予防・まん延防止 に関すること。 8 新型インフルエンザ等の発生時における福祉サービスの提供・継続に関 する指導等に関すること。 9 新型インフルエンザ等の発生時における要援護者（高齢者、障がい者、 妊産婦、乳幼児等）に対する生活支援に関すること。
環 境 保 全 課	1 新型インフルエンザ等の感染予防・まん延防止等のための環境衛生及び 環境保全に関すること。 2 新型インフルエンザ等の発生時における下水、廃棄物の適正処理の確保 に関すること。 3 新型インフルエンザ等に関する町営住宅の入居者への情報提供等に関 すること。
水 道 課	1 新型インフルエンザ等の発生時における上水の供給確保に関すること。
建 設 課	1 新型インフルエンザ等の発生時における町道の維持管理に関すること。
出 納 室	1 新型インフルエンザ等の発生時における業者等への支払い継続に関す ること。
教 育 委 員 会	1 町立学校における新型インフルエンザ等の患者の把握、報告に関するこ と。 2 町立学校、その他の教育機関における新型インフルエンザ等の感染予 防・まん延防止等に関すること。 3 新型インフルエンザ等の発生時における町立学校、その他の教育機関の 臨時休業に関すること。

(5) 財政措置

ア 予算

新型インフルエンザ等対策は、状況に即応して緊急に実施する必要があるので、その経費は、可能であれば既定経費の流用や予備費の充当で賄うほか、必要なら臨時議会を招集して速やかな予算措置を行う。

イ 会計処理

新型インフルエンザ等対策に要する物品の購入や業務の委託等についても、契約及び会計事務を迅速に処理するため、緊急時に可能とされる手続き等によるものとし、関係課は、予めその準備をしておく。

ウ 使用料の減免等

新型インフルエンザ等がまん延して経済的影響が深刻になった場合等には、通常どおり町税や使用料・手数料等を徴収するのが適当でなくなることもある。そのような場合には、徴収猶予や減免も検討する必要がある。

また、県や医療機関、事業者等が、新型インフルエンザ等対策を行う上で町有財産の使用が必要となり、その許可等を求めてきた場合には、可能な範囲で基準緩和や迅速処理を行う。

2 サーベイランス・情報収集**(1) 方針****ア 情報収集**

各発生段階において有用性・必要性の高い情報を優先して収集する。

従って、新型インフルエンザ等が発生していない段階においては、初動対応を円滑に行うため、発生を疑わせるような海外等の情報を、鳥インフルエンザに関するものも含めて幅広く収集する。

新型インフルエンザ等が発生した後は、発生地域における感染拡大の状況や社会経済への影響状況、それらに対する対策、新型インフルエンザ等の特性等に関する情報を重点的に収集し、効果的な対策展開に役立てる。

イ サーベイランス

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

このため、各発生段階において、国及び県が実施するインフルエンザに関するサーベイランスに協力する。

(2) 収集する情報

各課は、次のような分担で情報を収集する。

企 画 防 災 課	・ 全庁的な資料に掲載されている情報 ・ 報道された記事・ニュースの情報 ・ 県対策本部からの情報
住 民 人 権 課	・ 火葬場の稼働状況及び死者に関する情報 ・ 外国人相談窓口の開設及び国際交流協力協会が公開する情報
福 祉 保 健 課	・ 県及び町内における発生状況、感染者や濃厚接触者等の状況に関する情報 ・ 保健所、帰国者・接触者外来が公開する情報 ・ 高齢者・障がい者関連施設・介護事業所協議会が公開する情報 ・ 保育所の感染状況に関する情報 ・ 閉園後の園児の健康状態に関する情報

産 業 課	・大規模集客施設・商工業者等に関する情報 ・野鳥及びその死骸に関する情報
建 設 課	・主要道路の交通情報
環 境 保 全 課	・下水道の運営状況に関する情報 ・廃棄物に関する情報
教 育 委 員 会	・学校その他の教育機関における発生状況、自宅療養者等（児童生徒等）の状況に関する情報
水 道 課	・上水道の運営状況に関する情報

(3) 収集体制

県と密接に連携しつつ、各課の関係機関等との連絡網を活用して組織的に情報を収集し、収集した情報は、対策本部に集約する。

また、関係課に一斉に同一の情報を流せる体制を作り、役場内の情報共有を確保する。

(4) 公表情報の活用

関係機関では、次のとおりインターネットを通じて新型インフルエンザ等に関する情報を公表している。各課は、必要な情報を入手するため、これらも積極的に活用するものとする。

情報の種類	情報の入手先
県・町内の情報	・県のホームページ http://www.pref.tokushima.jp/ ・町のホームページ http://www.townkamiita.jp/
国の情報	・内閣官房 http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html ・厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/ ・国立感染症研究所 http://www.nih.go.jp/niid/index.html ・国立感染症研究所の感染症情報センター http://idsc.nih.go.jp/index-j.html ・検疫所 http://www.forth.go.jp ・外務省海外安全ホームページ http://www.anzen.mofa.go.jp
海外の情報	・世界保健機構（WHO） http://www.who.int/en/ ・鳥インフルエンザ http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/ ・インフルエンザ http://www.who.int/csr/disease/influenza/en/

3 情報提供・共有

(1) 広報

提供する情報の内容については、個人情報と公益性に十分配慮して伝える。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する。

ア 手段

項目	内容
町による広報活動	・ 記者会見 ＊ 新たな段階へと移行する場合、対策本部において重要な方針を決定した場合などには、町長自ら記者会見（感染防止上必要な場合は、非接触型で）を行う。 ・ 資料提供 ・ テレビ・新聞・ラジオ等の広告 ・ ポスター、パンフレット、ちらし ・ 広報かみいた ・ 防災行政無線 ・ ケーブルテレビ ・ ホームページ (http://www.townkamiita.jp/) ・ ソーシャルネットワークサービス (Facebook)
報道機関による報道	テレビ、新聞、雑誌、ラジオ、インターネット

イ 体制

項目	各課	企画防災課
記者発表、資料提供	・ 資料の作成、情報提供	・ 必要に応じて報道機関と日時、方法を調整
新聞、テレビ、ラジオの広告	・ 原稿の作成	・ 広報枠の活用
ホームページ、 ソーシャルネットワークサービス (Facebook)	・ 必要な情報の掲載と更新	・ 専用サイトの管理、運営支援 ・ 注目情報等としてトップページに頭出し
広報かみいた	・ 資料及び原稿の提供	・ 取材及び原稿の作成
防災行政無線	・ 原稿を作成し、放送を依頼	・ 防災無線での周知
関係団体を通じた広報	・ 原稿を作成し、掲載等を依頼	

(2) 新型インフルエンザ専用サイト

企画防災課は、住民が新型インフルエンザに関する情報を入手する際の入り口となる専用サイトをあらかじめ準備し、県及び町内で発生した時には、次のとおりの内容を掲載する。

掲載項目	内容
インフルエンザの状況	・ 発生状況（町内、県内、国内、海外）、基本的知識、感染予防策
社会活動の状況	・ 電気・上下水道・ガス、交通・通信、輸送・流通、学校、福祉施設、集客施設、集会・イベント
相談窓口	・ 健康、医療に関する相談[帰国者・接触者相談センター、町相談窓口] ・ 食料その他の生活必需品、産業、教育等に関する相談

(3) 要援護者への配慮

企画防災課は、点字チラシ、音声媒体広報、ホームページ等の複数言語（英語、韓国語、中国語等）表示など、視聴覚障がい者、高齢者等や在住外国人にも配慮したユニバーサルな情報提供を行う。

(4) 相談窓口の設置

ア 相談窓口

町民が主に利用するのは、徳島保健所に設置されるもの（電話番号 088-602-8907）である。

イ 町の体制

新型インフルエンザ等に関する住民からの相談は、一義的には県の「帰国者・接触者相談センター」で受けるが、住民からは町役場にも相談があると予想される。これに対応するため、町役場にも専用の相談窓口や相談電話を設け、疾患に関する相談だけでなく、生活相談や行政の行う対策についての質問に至るまで、広範な内容の相談・問い合わせをできる限りワンストップで受ける体制を整えておく必要がある。

(5) 普及啓発

ア 基本的な感染予防策

新型インフルエンザ等の感染予防策は、基本的には通常のインフルエンザ等の感染予防策と同一である。各課は、関係する機関、団体や住民に対し、新型インフルエンザ等の感染を予防するため、次のような対応をするよう啓発を行う。

- (ア) 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性がある。個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与する。
- (イ) 人混みへの外出時にはマスクを着け、帰宅後はうがい・手洗いを日常的に行うこと。
- (ウ) 室内でもドアノブや手すり、取っ手など人がよく触れる所は、こまめに消毒用アルコール等で清拭すること。また、部屋の換気もこまめに行うこと。
- (エ) 人混みや繁華街への外出、流行している地域への旅行等は控えること。
- (オ) 発熱及び咳、くしゃみ、鼻水等の症状（以下「インフルエンザ様症状」という。）のある人は、他の人を感染させないように、必ずマスクを着け、咳やくしゃみをするときはハンカチ、ティッシュ等で口と鼻をおさえ、鼻をかんだ手は直ちに洗うこと（以下「咳エチケット」という。）を励行すること。

《咳エチケット》

・咳・くしゃみは、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ、1 m 以上離れてする。使用したティッシュは、ビニール袋に入れて封をして捨てる。

・咳が出るときは、マスクを着用する。

(注) マスクはより透過性の低いもの、例えば、医療用の「サージカルマスク」が望ましいが、通常の市販マスクでもウイルスの拡散をある程度防ぐ効果がある。

マスクの入手が困難な場合は、人混みでの飛沫感染を防止するため、ハンカチやティッシュ等で代用する。

いずれにしても、マスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではないことに注意し、説明書をよく読んで、正しく着用することが必要。

イ 食料等の備蓄

流行時に外出すると新型インフルエンザに感染する恐れがあるため、最低限の外出ですむよう、町民は2週間分程度の食料品や医薬品、日用品をあらかじめ備蓄しておくのが望ましい。各課は、このことについても住民啓発に努める。

＜家庭の備蓄物資の例＞

日用品・医療品	食料（長期保存可能なもの）
＜常備品＞ ----- ☐ マスク（不織布製マスク） ☐ 体温計 ☐ ゴム手袋（破れにくいもの） ☐ 水枕・氷枕（頭や腋下の冷却用） ☐ 漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果がある） ☐ 消毒用アルコール（アルコールが60％～80％程度含まれている消毒薬） ☐ 常備薬（胃薬、痛み止め、その他持病の処方薬） ☐ 絆創膏 ☐ ガーゼ・コットン ＜その他＞ ---- ☐ トイレットペーパー ☐ ティッシュペーパー ☐ 保湿ティッシュ（アルコールのあるものとならないもの） ☐ 洗剤（衣類・食器等）・石鹸 ☐ シャンプー・リンス ☐ 紙おむつ ☐ 生理用品 ☐ ごみ用ビニール袋 ☐ ビニール袋 （汚染されたごみの密封等に利用） ☐ カセットコンロ ☐ ボンベ ☐ 懐中電灯 ☐ 乾電池	＜主食類＞ ----- ☐ 米 ☐ 乾めん類（そば、ソーメン、うどん等） ☐ 切り餅 ☐ コーンフレーク・シリアル類 ☐ 乾パン ☐ 各種調味料 ＜その他＞ ----- ☐ レトルト・フリーズドライ食品 ☐ 冷凍食品（家庭での保存温度や停電に注意） ☐ インスタントラーメン、即席めん ☐ 缶詰 ☐ 菓子類 ☐ ミネラルウォーター ☐ 粉ミルク、離乳食、紙オムツ

ウ 受診上の注意

インフルエンザ様症状があるからといって、事前に連絡しないで医療機関を受診すると、待合室等で他の人を新型インフルエンザに感染させてしまうおそれがある。また、新型インフルエンザ等かどうかは検査しなければ分からない。発生初期には、まず県帰国者・接触者相談センターに連絡し、そこで受診調整された医療機関を受診するようすべきである。

県及び町内感染期以降になると、原則として新型インフルエンザ対応外来で受診できるようになるため、受診できる医療機関がわからない場合は、県帰国者・接触者相談センターに事前に問い合わせる。受診する際には医療機関に直接問い合わせ、医療機関が指定した時間・場所にマスクを着用して受診するようしなければならない。

なお、新型インフルエンザ等に感染しても軽症の場合には、救急車の要請は控え、公

公共交通機関を利用することは避け、自家用車やタクシーを利用して受診すべきである。
企画防災課や福祉保健課のほか各課も、こうした点の住民への周知徹底を図る。

エ 冷静な対応

住民が入手する情報には、①国・地方自治体の提供する情報、②報道機関が提供する情報、③企業や民間団体等が提供する情報、④伝聞・噂などがあり、媒体も広報紙・新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット、SNSなど様々である。

これらの情報の中には、根拠がなく信憑性に欠けるものもあり、特に噂には、事実でない内容が含まれていることが多い。こうした情報を過度に信用して行動すると、自らが思わぬ被害に遭ったり、他人に不当な損害を与えたりしかねない。信用のおける機関や人に相談するなど、情報の信憑性を確認して冷静に対応することが重要である。

これは、災害等の際における基本的な心構えであり、各課は、機会あるごとに住民に注意を呼びかける。

4 予防・まん延防止

(1) 主なまん延防止対策

新型インフルエンザ等による住民の健康被害を最小限に抑止し、社会・経済機能を破綻させないためには、その流行のスピードを緩める対策を講じることが重要である。

福祉保健課は、県等が行う感染拡大を抑止するための疫学調査や健康観察に積極的に協力するとともに、人の移動や集合を抑止し感染機会を減少させる措置等の徹底を図る必要がある。状況に応じ、町立(営)の学校や福祉施設、集客施設において臨時休業等の措置を講じるとともに、町立(営)ではない施設のうち、県の指導等だけではなかなか町立(営)の施設と同様の対応が確保されにくい集客施設については、関係各課が県や近隣の市町村等と連携して、そうした対応を要請する。また、イベントその他の集客的事業活動についても、自粛等の措置を自ら実行し、又は要請する。

これについては各課が、各発生段階の状況等に応じて、関係する住民活動・企業活動の自粛や、所管する施設・事業の停止の必要性等を住民や事業者 zu 十分説明し、責任を持って実行する。

(2) 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

【特定接種】

ア 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

また、新型インフルエンザ等発生時における接種に当たっては、政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定するとされている。

イ 接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本町職員については、本町を実施主体として、原則として集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

【住民接種】

ア 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして、住民に対する予防接種の枠ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、政府行動計画に基づき、次の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。また、政府行動計画では事前に次のような基本的な考え方が整理されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、国が決定することとなる。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、次の4群に分類することを基本とする。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ決定する。

A 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）
①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
（医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

B 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

C 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることも重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

イ 住民に対する予防接種の接種体制

住民接種については、本町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるが、集団接種や一斉接種(期間を定め医療機関で接種)、個別接種又はそれぞれの組み合わせ等、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

ウ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の二つの予防接種全体のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定する。

5 医療

(1) 医療体制の整備

ア 基本的な医療体制

新型インフルエンザ等が県及び町内で発生した場合、多くの外来患者が医療機関を受診し、入院患者も増えると予想される。それでも、患者数が限られている初期段階においては、感染拡大を防止するため、受診できる医療機関をそのための体制が整備されている所に限定するとともに、軽症者であっても隔離入院とするのが適当である。

しかし、地域の医療資源(医療従事者、病床数等)には制約があるので、感染が広がり、そうした対応が最早効果的でなくなった段階では、適切な感染防止措置を実施できる医療機関であればどこでも受診可能な体制をとるとともに、軽症者は自宅療養とする対応に切り替えていく必要がある。

このようなことを踏まえ、新型インフルエンザ等が発生した場合には、県は医師会及び各医療機関と協力し、次のとおり、各段階の状況に応じて最も効率的・効果的に医療を提供できる体制をとることとされている。

	県・町内感染期前	県・町内感染期
事前相談	事前に県相談窓口へ連絡・相談し、指示を受ける。	事前に直接医療機関へ電話連絡をする。
外来診療	帰国者、接触者外来に限定する。 (新型インフルエンザ等の患者をそれ以外の患者と区別して診察)	適切な感染防止措置を実施できる医療機関であればよい。 (原則として新型インフルエンザ対応外来を持った医療機関で受入れ)
入院治療	全ての患者(疑似症患者を含む)を感染症指定医療機関等へ隔離(入院)する。	重症患者のみを入院受入れが可能な病床を有する医療機関へ入院させる。 (軽症者は自宅療養)

イ 医療提供への協力

福祉保健課は、県、医療機関等と連携し、新型インフルエンザ等への医療提供に関して次のような協力を行う。

- ・二次医療圏を単位とする対策会議へ参加し、必要な助言、調整を行う。
- ・必要な場合には、臨時医療所の設置について協力・調整を行う。

6 町民生活及び経済の安定の確保

(1) 事業者の対応

各課は、次のとおり関連する事業者に対し、県及び関係団体と連携し、新型インフルエンザ等が流行した場合においても、適切な感染防止策が実施され、必要な業務の継続が図られるよう、事業継続計画の作成・実行、感染予防策の準備・推進等を要請する。

担当部局	関係事業者	働きかけの重点
企画防災課	交通事業者	・運行の維持、利用者啓発や防疫措置への協力
	電気・ガス・石油事業者	・通常レベルの電気・ガス等供給の維持
	物流事業者	・緊急時等の輸送手段の確保
産業課	食品販売事業者	・適正な食品流通の維持、衛生措置の徹底
	食料生産等事業者	・食料生産等の継続、衛生措置の徹底
各課	その他所管する指導監督業務等の対象事業者	

特に、次のような社会機能の維持に関わる事業者等に対しては、事業継続を強く要請するが、集客的な事業を営む者に対しては、感染防止の徹底とその縮小・休止を要請する。

種別	事業者や機関
医療・福祉関係	・医療機関、社会福祉施設(入所施設・在宅サービス)
ライフライン関係	・電気事業者、上下水道事業者、ガス事業者、石油事業者
情報関係	・報道機関、通信事業者(情報ネットワークを管理する者)
交通・運輸関係	・鉄道事業者、運送事業者、航空事業者、海運事業者(旅客・貨物輸送)
生活必需品関係	・食料生産等事業者、食品・日用品の製造事業者、それらの小売・卸売事業者
金融関係	・銀行、信用金庫(事業資金の融資、取引決済、生活資金の引き出し)

(2) 住民生活の維持

産業課は、食料や日用品の生産・流通に携わる事業者に対し、新型インフルエンザ等が発生した場合における感染防止や事業継続の取組を積極的に推進し、住民への安定供給を確保するよう要請する。

(3) 要援護者対策

一人暮らしや夫婦のみの要介護の高齢者世帯や障がい者世帯等の要援護者は、新型インフルエンザ等のまん延によって孤立化し、自立した生活を維持することが困難になることが想定される。

このため、日頃から地域の様々な関係機関や団体等と連携して、支援が必要な要援護者を把握し、地域全体で継続的に見守る体制を構築するとともに、まん延時には、これらの日頃からの見守りによる情報を最大限活用し、医療機関や福祉サービス事業による確実な支援につなげていく。

また、要援護者への食事の提供等の生活支援の実施に当たっては、福祉サービス事業所の訪問介護によることを基本としつつ、小売・卸売事業者や運送業者等の民間事業者に対して協力要請を行うとともに、緊急対応が必要な場合は、本町が直接実施するなど、県と連携して総合的な調整を行う。

さらには、保育所、老人福祉施設、障がい福祉施設等の社会福祉施設（通所及び短期入所系サービスに限る）の使用制限については、特に支援が必要な利用者のため、状況によっては、一部の施設を例外的に開所する等、発生前から県及び関係団体と連携し、仕組みづくりを進めておく。

(4) 町業務の維持

新型インフルエンザ等が発生すると、町においても、これに罹患して出勤できなくなる職員が増加する中で、対策業務が急増し、担当課に対して他課からの応援が必要となる。一方、普段から行っている業務の中にも、住民の生活や安全を守るため中断することができないものもあり、その継続に必要な要員は確保しておかなければならない。

こうした状況の中で、新型インフルエンザ等への対策を十分に行いつつ、必要な業務は継続して住民サービスの低下を最小限に止めるためには、町としても、事業継続計画を作成することが必要になる。同計画には、新型インフルエンザ等発生時の厳しい状況を想定し、一部の事務事業の休止や延期も念頭において、確保可能な要員で必要な業務を実施・継続するためのものである。それに基づき、事態の進展に応じた体制を速やかに構築するものとする。

また、罹患して出勤できなくなる職員を増やさないよう、職員への基本的な予防策の啓発、職場での感染防止措置、業務方法の変更・制限、対策に必要な物資の確保などの対策も十分に行い、要員確保に努めることも重要である。必要な行政サービス水準を維持しつつ、状況の変化に応じて、それらの対策を適切に準備・推進していく必要がある。

特に本町においては、重要なライフラインである上水道や下水道のほか、一般廃棄物の処理など、住民生活を維持していく上で不可欠な業務を行っており、これらの業務については、そうした対応を徹底して行う必要がある。

未発生期	海外発生期	県・町内未発生期	県・町内発生早期	県・町内感染期	県・町内小康期
------	-------	----------	----------	---------	---------

(Ⅱ) 未発生期

- ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

目 的

- ① 発生に備えて体制の整備を行う。
- ② 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。

対策の考え方

- ① 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、国、市町村等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- ② 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

1 実施体制

(1) 方針

本町は、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

新型インフルエンザ等に関する総合的な情報収集と対策準備の体制を整える。

(2) 準備体制

海外で新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるといった情報を入手した場合は、企画防災課に情報連絡係（仮称）を設置して情報連絡体制を強化し、必要に応じて、緊急的な対策を実施する。

各課は、「緊急連絡網」を作成して所属職員に周知するとともに、最低限必要な業務をあらかじめ検討し、新型インフルエンザ等に感染した職員が出勤できなくなり、要員の不足が生じて、当該業務は継続できるよう、準備を進めておく。

また、入手した情報に基づき、新型インフルエンザ等に対する感染防止措置の実施準備を進めると同時に、計画の見直しと修正を行い、実効性を確保する。

(3) 次期体制への移行

町長は、厚生労働大臣が新型インフルエンザ等の発生を公表し、報道機関等より入手した現地及び各国の対応状況等に関する情報から見て必要があると認めるときは、町の対応を「海外発生期」の段階へ移行することができる。

2 サーベイランス・情報収集

(1) 方針

新型インフルエンザ等が発生していないこの段階においては、鳥等のインフルエンザの発生状況に関する情報その他の関連情報の収集に努め、各課や関係機関等で共有する。

(2) 各課の情報収集

区分	担当	収集する情報
新型インフルエンザ等の兆候	企画防災課 福祉保健課 産業課	- 鳥等のインフルエンザの国内外における発生状況 - 国・県の対応方針、状況 - 動物や人におけるインフルエンザを中心とする感染症に関する情報
学校等の体制	福祉保健課 教育委員会	- 学校、福祉施設等の準備状況 - インフルエンザや感染症の集団発生、臨時休校、学級閉鎖等の状況
事業者の体制	関係課	事業者や関係団体等の準備状況

(3) 通常のサーベイランス

国及び県が実施する次のサーベイランスの実施要請に応じ、協力する。

- ア 人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、インフルエンザ定点医療機関において患者発生の動向を調査し、流行を把握する。また、ウイルス株の性状（亜型や薬剤耐性等）を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。
- イ インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。
- ウ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校・閉鎖等）を調査し、インフルエンザの拡大を早期に探知する。

3 情報提供・共有

(1) 方針

鳥等のインフルエンザの発生状況及び新型インフルエンザ等が発生する前にできる対策などについて、年間を通じて広く住民・事業者へ周知を図る。

(2) 個別的な情報提供

各課は、県と連携し、次のような情報についても、関係先に対して個別に提供するものとする。

担当	提供先	提供する情報
各課	関係する住民・事業者及び機関・団体	- 鳥等のインフルエンザの発生状況 - 発生が予想される新型インフルエンザの具体的症状、特性等 - 職場や家庭における注意事項（（Ⅰ）の3の（5）を参照） - 相談窓口の連絡先等 - 事業継続対策（事業継続計画・対応マニュアルの作成等）
産業課	消費者	鳥肉、豚肉食品の安全性

		(間違った風評等が流布するような場合)
	農林水産関係の生産者、作業従事者	・農林水産業の作業現場や選果作業における感染予防策 (農協・漁協等の関係団体や農業改良普及所等を通じて周知)

(3) 広報

企画防災課は、住民に対して次の事項を広報する。この際、県が行う広報及び季節性インフルエンザの予防広報との連携を図る。

- ① 新型インフルエンザに関する基礎知識、行政対策、住民の協力が必要な事項
- ② 職場や家庭における注意事項
- ③ 感染拡大防止のため事業者が自主的に行うべき対応

(4) 相談窓口の設置準備

企画防災課は、新型インフルエンザ等に関する住民からの問い合わせのうち、県帰国者・接触者相談センターで対応すべきもの以外について、出来る限りワンストップで対応する相談窓口を設置するための準備（窓口要員の確保、職員に対する相談研修、相談室の確保等）を行う。この際、相談が殺到しても電話が輻輳しないよう、余裕を持って電話回線を増設する。

また、国や県のQ & A集等を参考にしつつ、関係各課の協力を得て、新型インフルエンザ等に関するQ & A集を作成し、関係職員に配布する。

4 予防・まん延防止

(1) 方針

国が中心となつて行う水際対策への協力体制を整えるとともに、新型インフルエンザ等の感染予防策について住民への普及啓発を行い、学校その他の施設における感染防止措置の準備を進める。

(2) 健康観察等の支援体制整備

福祉保健課は、海外で新型インフルエンザ等が発生して検疫が強化され、発生国からの入（帰）国者等について一定期間の健康観察が行われることになる場合に備え、関係機関によるそうした対応を必要に応じて支援する体制を整備する。

(3) 学校に係る対応

ア 教育委員会における対応

- (ア) 教育委員会は、県教育委員会、企画防災課、福祉保健課等を通じ、鳥等のインフルエンザ及び新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。
- (イ) また、町立学校その他の教育機関との連絡体制を確認し、新型インフルエンザ等の発生に備えた事業継続計画を策定しておく。
- (ウ) 学校を臨時休業した場合に児童・生徒の家庭学習を支援する方法等についても検討しておくものとする。

イ 学校における対応

町立学校においては、次のような対応を行うものとする。

- (ア) 新型インフルエンザ等の発生に備え、学校医等を含めた校内対策会議を設置し、対処方針を確立して対応マニュアルを作成すること。

- (イ) 感染拡大防止のため臨時休業する場合等における保護者との連絡方法を確認しておくこと。
- (ウ) 鳥等のインフルエンザの発生国への修学旅行等については、再検討すること。
- (エ) 鳥等のインフルエンザの発生国へ留学又は渡航する児童生徒等（その学校に所属する児童・生徒及び教職員をいう。以下同じ。）に対して、基本的な感染予防策（（Ⅰ）の３の（５）のアを参照）を指導すること。
- (オ) 留学等で鳥等のインフルエンザの発生国へ滞在中の児童生徒等に対しては、次のような対応を指導すること。
 - ①現地在外公館に在留届を提出すること。
 - ②最新の現地情報の収集に努め、必要に応じて在外公館に照会すること。
 - ③感染の疑いがある場合は、在籍する学校や在外公館に報告すること。
- (カ) 基本的な感染予防策等に関する健康教育を実施すること。
- (キ) 野鳥や飼育動物に関する注意喚起を行うこと。

(４) 福祉施設に係る対応

ア 基本的な体制整備

- (ア) 町立の保育施設その他福祉施設においては、患者が発生した場合等における連絡体制を確認するとともに、新型インフルエンザ等に備えた事業継続計画や対応マニュアルを作成しておくものとする。
- (イ) また、通常のインフルエンザと同様に年間を通じて感染防止に努め、普段から衛生管理を徹底しておくものとする。

イ 具体的な対応準備

- (ア) 新型インフルエンザ等が発生すると、保育施設その他通所型の福祉施設（以下「通所施設」という。）は臨時休業せざるを得なくなる事態も生じる。その間、当該施設の利用者（幼児、高齢者等）は自宅で保育、介護等を受けることになるが、それが極めて困難なケース（保護者が新型インフルエンザ等の診療に従事する医療関係者やライフラインの維持に不可欠な業務に従事する者等の場合、介護できる家族等がない場合 等）もあると思われる。そのような場合には、特例的に自らの施設での受入れを継続するか、他の施設に一時的に受け入れてもらうといった対応が必要になる。町立の通所施設においては、その点について協議・検討しておくものとする。
- (イ) また、老人ホームその他の入所型の福祉施設（以下「入所施設」という。）及び高齢者や障がい者に日常の在宅サービスを提供する施設（以下「在宅サービス施設」という。）については、新型インフルエンザ等が流行しても極力休業等しないようにする必要があるので、場合によっては、面会者等も含め有症者の施設内立入の制限や、発症者は個室に隔離するといった厳しい措置も必要になる。さらに、入所者の集団感染が発生した場合に、どのようにして必要な医療を提供するかも考えておかねばならない。町立の入所施設や在宅サービス施設においては、これらの点についても、その実施方法や体制等をあらかじめ検討しておくものとする。

(５) 集客施設に係る対応

大規模小売店舗などの施設も、非常に多くの人が集まることから、感染拡大の場になりやすい。しかし、こうした不特定多数の者が利用する施設（以下「集客施設」という。）は、学校や福祉施設に比べると、利用者間の接触が一時的で希薄なものに止まることが多

い。

また、学校等と違って営利企業が運営するものも多く、そこに人が集まる目的は、非日常的な趣味、娯楽などから生活必需品の買い物まで様々である。従って、感染拡大防止のために臨時休業したりすると、社会的・経済的に深刻な影響を生じることもあり、慎重な対応が必要である。

ただ、集客施設に感染の機会が多いことは確かであり、新型インフルエンザ等の発生に備え、準備をしておくことは必要である。町営の集客施設においては、そうしたことも踏まえつつ、それぞれの形態や業態に応じた対応マニュアルを作成し、実施する感染防止措置の内容や方法、臨時休業を行う基準や手順等を定めておくものとする。各課は、所管業務と関係する町営ではない集客施設に対しても、県や近隣市町村と連携して同様の対応を要請する。

(6) 予防接種

ア 登録事業者の登録

福祉保健課は、特定接種の対象となる町職員等を把握する。

イ 接種体制の構築

【特定接種】

本町職員について、国や県からの要請に基づき、集団接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう、接種体制を構築する。

【住民接種】

(ア) 福祉保健課は、町民へのワクチン接種を速やかに行うため、政府行動計画、徳島県行動計画で示された接種の考え方を踏まえ、あらかじめ優先接種対象者（ワクチン需要量）を把握する。

(イ) 福祉保健課は、円滑な接種実施のために、国及び県の技術的な支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、町以外の市町村における接種を可能とするよう努める。

(ウ) 福祉保健課は、速やかに接種することができるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、国、県、県医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種対象者に応じた接種の具体的な実施方法について準備を進める。

ウ 情報提供

福祉保健課は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、町民の理解促進を図る。

5 医療

(1) 方針

県と連携して、新型インフルエンザ等患者の診療を適切に実施可能な体制づくりを推進する。

(2) 地域医療体制の整備

福祉保健課は、県が医師会と連携して、帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共

施設等のリストを作成するのに協力する。

また、県が医療機関と連携して、新型インフルエンザ患者の自宅療養をバックアップする体制を整備するのに協力する。

さらに、臨時医療所が必要となる場合に備え、そのために使用可能な施設等を検討しておく。

6 町民生活及び経済の安定の確保

(1) 方針

新型インフルエンザが発生しても、必要な事業・業務は継続できるよう、事業者、特にライフライン関係など基本的な社会機能に関わる事業者について、対応準備を促しつつ、町の業務継続等についても準備を進めるとともに、生活必需品の安定供給や緊急時の生活支援に係る体制整備を推進する。

(2) 事業者の対応

各課は、所管業務に関係する事業者に対し、県と連携して「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」(平成25年6月、内閣府策定)を踏まえて必要な準備を行うよう要請する。

特に、ライフライン関係その他の基本的な社会機能に関わる事業者((Ⅰ)の6の(1)を参照)に対しては、連絡・危機管理体制の確立、事業継続計画や感染症防止マニュアルの作成、必要な物資・資材の備蓄・準備、発生時を想定した訓練や研修の実施、業務の縮小・休止の手順等の検討などを行うよう、重点的に要請する。

(3) 町業務の維持

ア 事業継続計画

企画防災課及び総務課は、新型インフルエンザが発生しても継続して行うべき業務、休止や延期を検討する業務、その優先順位、業務分担、勤務体制、人員配置及び代替的意思決定者等について検討し、「上板町事業継続計画」を作成する。

その計画に基づき、各課は、新型インフルエンザが発生した場合における所管業務の優先順位、処理方法、職員配置、組織体制等を、各課の事業継続計画として定めておく。

その上で企画防災課及び各課は、事業継続計画に基づく職員の訓練やその結果を踏まえたそれらの計画の内容見直しを行う。

イ 職員・庁舎の管理

総務課は、新型インフルエンザが発生した場合に職員の健康管理や庁舎の衛生管理が適切に行えるよう、次のような対応を行っておくものとする。

- ・基本的な感染予防策((Ⅰ)の3の(5)のアを参照)の周知徹底
- ・職員の健康状態や旅行先に関する情報の把握方法の確立
- ・感染拡大防止のための業務形態(在宅勤務、テレビ会議等)の検討
- ・庁舎の清掃業務等の受託業者に対する衛生管理研修の実施

ウ 必要資機材の備蓄

総務課及び福祉保健課は、新型インフルエンザが発生した場合にも継続すべき業務や対策業務を遂行するに当たって必要とされる個人防護具や消毒薬、マスク等を備蓄しておくものとする。

エ 町のライフライン事業等

担当課は、新型インフルエンザが発生した場合においても、住民生活に不可欠の重要なライフラインたる上水道及び下水道（集落排水施設やし尿処理を含む。以下同じ。）の機能を維持し、一般廃棄物の処理を円滑・適正に継続できるよう、それらの業務に係る事業継続計画を作成するとともに、連絡・危機管理体制の確立、発生時を想定した訓練や研修、必要な物資・資材の備蓄・準備、外部の緊急時応援要員への協力要請、業務受託業者の事業継続体制の確認等を行っておく。

また、県と協議して、感染性産業廃棄物を一般廃棄物処理施設においても適正に処理できる体制を整える対応を行っておく。

(4) 住民生活の維持

ア 生活必需品の確保

産業課は、県と連携して、食料生産者や日用品製造業者、それらの流通・販売業者に対し、事業継続計画や感染防止措置の普及啓発を行うとともに、新型インフルエンザ発生時における供給確保に関する協定を締結すること等により、生活必需品の安定供給体制の構築を図る。

イ 生活支援の準備

福祉保健課は、日常的に医療・福祉サービスを必要とする在宅の高齢者や障がい者の世帯のほか、企画防災課や支部等と連携して、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、日常の食料や日用品の買い物が困難になるなど、生活に支障を来すおそれがある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な支援ができるよう、要援護者リストを作成する。

新型インフルエンザ等の発生時には、それらの世帯に必要な生活支援を速やかに実施できるよう、県と連携して、その実施方法や手続き、実施体制を定めたマニュアル等を策定しておく。

未発生期	海外発生期	県・町内未発生期	県・町内発生早期	県・町内感染期	県・町内小康期
------	-------	----------	----------	---------	---------

(Ⅲ) 海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

目 的

- ① 新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等を注視しつつ、県及び町内発生の遅延と早期発見に努める。
- ② 県及び町内発生に備えて体制の整備を行う。
- ② 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。

対策の考え方

- ① 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ② 対策の判断に役立てるため、国と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ③ 国内発生した場合には早期に発見できるよう国内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- ④ 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市町村、医療機関、事業者、町民に準備を促す。
- ⑤ 検疫等により、県及び町内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、町民生活及び経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種体制の確立等、県及び町内発生に備えた体制整備を急ぐ。

1 実施体制

(1) 方針

新型インフルエンザ等に関する情報の集約・共有・分析を行い、総合的な対策を実施するため、対策本部設置に向けた準備を進める。

(2) 体制整備

企画防災課は、県対策本部が設置されると、対策本部を設置し、収集した新型インフル

エンザ等に関する情報の集約と共有を図る。また、県や事業者等に対しても、情報提供及び注意喚起を行うとともに、新型インフルエンザ等患者の発生状況など必要な情報の提供を要請し、連絡体制を確立する。

そうして入手した情報を踏まえ、各課は、必要な新型インフルエンザ等対策や初動対応について検討を進め、各種の計画やマニュアルの見直し・修正を行って、実効的な体制を整備する。

(3) 次期体制への移行

対策本部長[町長]は、国や県、報道機関等より入手した海外の発生状況や国内発生の前兆等に関する情報から見て必要があると認めるときは、国内での新型インフルエンザ等の発生が確認されていなくても、本町の対応を「県・町内未発生期」の段階へ移行することができる。

2 サーベイランス・情報収集

(1) 方針

国や県、関係する機関・団体、事業者等を通じて、海外の発生状況、国内発生の前兆、新型ウイルスの病原性や感染力、社会・経済活動等への影響、その他住民生活に影響を及ぼす情報を重点的に収集する。

(2) 情報の収集

各課は、輻輳による通信の途絶等にも留意して多重化された情報伝達ルートを利用し、次のような情報を入手する。

区分	担当部局	収集する情報
新型インフルエンザ等の情報	各課	・ 海外での新型インフルエンザ等の発生状況（国・県等より） ・ 各省庁の対応方針、実際の対応状況
	福祉保健課	・ 新型インフルエンザ等に関する情報（県との情報共有等に留意して収集することとする。以下同じ。）
検疫関係情報	福祉保健課	・ 検疫の体制、実施状況等
海外渡航情報	企画防災課	・ 外務省、厚生労働省、国対策本部等の発するもの
発生国への交通機関の状況	企画防災課	・ 国際航空（定期便、チャーター便）、外国航路の運行状況
発生国に滞在する町民等の状況	企画防災課	・ 個人的な旅行や業務上の出張による滞在の状況
	教育委員会	・ 学校の修学旅行や留学による滞在の状況
観光客の状況	産業課	・ 発生国から町内への観光客の入り込み状況
学校等の体制	福祉保健課	・ 学校、福祉施設等の対応状況
	教育委員会	
事業者の体制	産業課	・ 事業者の対応状況
	福祉保健課	・ 発生国出身の従業員や研修生の状況（最近の本人・家族の帰国・入国、健康状況 等）
県の体制	企画防災課	・ 県対策本部の状況

(3) サーベイランス

引き続き、国及び県が実施する、インフルエンザに関する通常のサーベイランス等に協力する。

3 情報提供・共有

(1) 方針

海外の発生状況等について積極的に情報を提供して注意を喚起し、県及び町内での発生に備えて普及啓発を進める。

(2) 個別的な情報提供

各課は、県と連携し、次のような情報についても、関係先に対して個別に提供する。

担当部局	提供先	提供する情報
各課	関係する住民 ・事業者及び 機関・団体	・海外での新型インフルエンザ等の発生状況 ・新型インフルエンザ等の具体的症状、特性等 ・新型インフルエンザ等に関する予防と対策の基礎知識 ・職場や家庭における注意事項 ・海外への渡航自粛勧告等の状況 ・県帰国者・接触者相談センターをはじめとする相談窓口の連絡先等 ・事業継続対策(事業継続計画・対応マニュアルの作成等)
企画防災課	交通事業者	・発生国との間の航空便、船便の運行状況 ・検疫機関等からの注意情報
	公共交通機関の利用者	・発生国への渡航自粛勧告等の内容 ・発生国から帰国した際の注意事項
	旅行業者	・発生国との間の航空便、船便の運行状況
産業課	消費者	・新型インフルエンザ等と食品との関連についての正確な情報（間違った風評等が流布するような場合に、「食品を介してインフルエンザは感染しない」「徳島県の農水産物は生産者、運送業者、販売店等が十分な感染予防対策を講じて取り扱っている」こと等をアピールするもの。以下同じ。） ・農林水産物の出荷情報 ・新型インフルエンザ等と食品との関連についての正確な情報（関係機関・団体の連絡網や広報誌等も活用して周知）
	町内の商工業者	・感染拡大防止のため企業が自主的に行うべき対応（一時的な取引や事業の停止、必要な事業の継続、職場における感染防止措置などについて、商工団体等を通じて周知するもの。以下同じ。）

(3) 広報

各課は、住民に向けて次の事項を広報する。

項 目	内 容
一般的・基本的な情報	・新型インフルエンザ等に関する基礎知識 ・行政の対策
住民・事業者	・発生国への渡航自粛

への呼びかけ	・職場や家庭における注意事項（特に、この段階では受診可能な医療機関が限られるので、感染を疑って医療機関を受診する場合は、まず県の帰国者・接触者相談センターに相談すべきことをアピール） ・感染拡大防止のため企業が自主的に行うべき対応（一時的な取引や事業の停止、必要な事業の継続、職場における感染防止措置など） ・インフルエンザ様症状が有っても軽症のときは救急出動要請を控えるべきこと。
海外での発生状況	・厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生公表 ・政府の新型インフルエンザ等緊急事態宣言 ・新型インフルエンザ等の発生場所（国名、都市名）及び発生時期 ・確定診断の状況 ・健康被害の状況（感染者数、死亡者数） ・WHO等が公表する対応策、予防方法等（発生国への渡航自粛勧告等を含む。）

(4) 相談窓口の設置

企画防災課は、新型インフルエンザ等に関する住民からの問い合わせや相談に対応する窓口（コールセンター）を設置する。

4 予防・まん延防止

(1) 方針

県等と連携して、発生国からの入(帰)国者等に適切に対処しつつ、住民に対して発生国への渡航自粛等の準備を進める。

また、集団感染が発生しやすい学校等における警戒や準備を強化する。

(2) 感染が疑われる者への対応

新型インフルエンザ等が海外で発生すると、空港や港湾における検疫が強化され、県においては、発見された疑似症患者の感染症指定医療機関等への搬送、その濃厚接触者の健康観察等を行うことになる。本町としても、これらについて協力を求められたときは、積極的に協力する。

(3) 発生国への渡航自粛等

各課は、発生国の状況などについて国の関係省庁、県の関係部局等から正確な情報を収集し、外務省の発出する感染症危険情報を渡航予定者に伝えて自粛を促すとともに、関係事業者等にも協力を呼びかける。

(参考) 予想される感染症危険情報の内容

- 渡航は延期してください。今後、出国ができなくなる可能性及び現地で十分な医療が受けられなくなる可能性もあります。退避については、これらの点も含め検討してください。帰国に際しては、停留される可能性もあることに留意してください。
(政府「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の後)
- 現地の安全な場所に留まり、感染予防対策を徹底してください。(発生国当局が出国禁止措置をとった場合)

(4) 学校に係る対応

ア 教育委員会における準備

- (ア) 教育委員会は、事務局内に対策会議を設置し、危機管理体制を確認する。
- (イ) 県教育委員会、企画防災課、福祉保健課等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報のほか、発生国及び周辺地域への渡航者、最近の帰国者に関する情報も収集する。
- (ウ) さらに、町立学校その他の教育機関に対し、新型インフルエンザ等の発生状況など新たに得られた情報を速やかに提供するとともに、それらと密接に情報交換を行う。

イ 学校の体制整備

町立学校においては、次のような対応を行うものとする。

- (ア) 新型インフルエンザ等の発生状況など新たに得られた情報は、児童生徒等や保護者に迅速に提供すること。
- (イ) 児童生徒等に対し、基本的な感染予防策（（Ⅰ）の３の（５）のアを参照）の指導を強化し、自ら健康観察を行ってインフルエンザ様症状の早期発見に努めるよう注意を喚起するとともに、その症状が有る場合の受診上の注意事項（（Ⅰ）の３の（５）のウを参照）を周知すること。
- (ウ) 感染が拡大して臨時休業することになる場合を想定して、各家庭にファクシミリや電子メール等で連絡する体制を確立しておくこと。
- (エ) 教職員自身が罹患し又は罹患した家族を看病するため、一時に多数の教職員が出勤できなくなる場合に備えた体制を検討しておくこと。
- (オ) その他、各学校の対応マニュアルに基づく感染防止措置の実施準備を進めること。

ウ 児童生徒等の状況把握

町立学校においては、次のような対応を行うものとする。

- (ア) 最近発生国から帰(入)国した児童生徒等の有無を確認し、結果を教育委員会に報告すること。
- (イ) 上記の児童生徒等にインフルエンザ様の症状が見られた場合には、直ちに県帰国者・接触者相談センターに相談の上、そこで紹介された医療機関を受診するよう指示すること。その際には、当該児童生徒等が風評により不当な扱いを受けることがないように留意すること。

エ 児童生徒等の海外渡航に関する対応

町立学校においては、次のような対応を行うものとする。

- (ア) 児童生徒等に対し、発生国への渡航は自粛、発生国への修学旅行等は中止又は延期を検討すること。
- (イ) 留学や修学旅行で発生国等に滞在中の児童生徒等に対して、次の情報を伝えること。

①滞在国及びその周辺における感染者の発生状況、②新型インフルエンザ等の症状、特性等、③基本的な感染予防策、④発症した場合の対応(医療機関の早期受診等)と現地の医療体制、⑤外務省の感染症危険情報や現地在外公館の関連注意情報、⑥防疫措置(出国・入国制限等)の実施状況、⑦民間航空便等の運行状況、⑧現地に留まる場合の注意事項(生活物資の備蓄等)、⑨最寄りの在外公館の相談窓口(健康不安、帰国方法等について相談)

- (ウ) 発生国等に滞在中の児童生徒等に対し、感染拡大の状況、国の方針や国際世論の動向等を見極めた上で、早期帰国を促すとともに、帰国後感染していないことが確認されるまでの自宅待機を指示すること。

(5) 福祉施設に係る対応

ア 進捗確認

福祉保健課は、町立の各施設の未発生期における体制整備や対応準備の進捗状況を確認し、それらを速やかに進めるよう指導する。

イ 利用者への指導等

町立の各施設においては、利用者等（その施設の利用者及び職員をいう。以下同じ。）に対して次のように対応するものとする。

- (ア) 新型インフルエンザ等に関する情報を伝達し、基本的な感染予防策や自主的な健康状態の把握を促すとともに、有症者の受診上の注意事項を周知徹底すること。
- (イ) 発生国への渡航自粛検討を行うよう指導すること。

(6) 集客施設に係る対応

海外における新型インフルエンザ等の発生を受けて、町営の集客施設においては、それぞれの行動計画に基づく感染防止措置等の実施準備を進めるとともに、利用者等に対して基本的な感染予防策等の啓発を始める。各課は、所管業務と関係する町営ではない集客施設に対しても、同様の対応を要請する。

(7) 予防接種

ア 接種体制

【特定接種】

福祉保健課は、国の基本的対処方針を踏まえ、国及び県と連携して、本町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て、特定接種を行う。

【住民接種】

ア 福祉保健課は、国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。

イ 福祉保健課は、国の要請を受け、全町民が速やかに接種できるよう、協力医療機関での一斉接種（機関を定めて集中的に接種）や個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせ等、接種対象者に応じた接種体制を構築する。

ウ 福祉保健課は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、町民等に対し積極的に情報提供を行う。

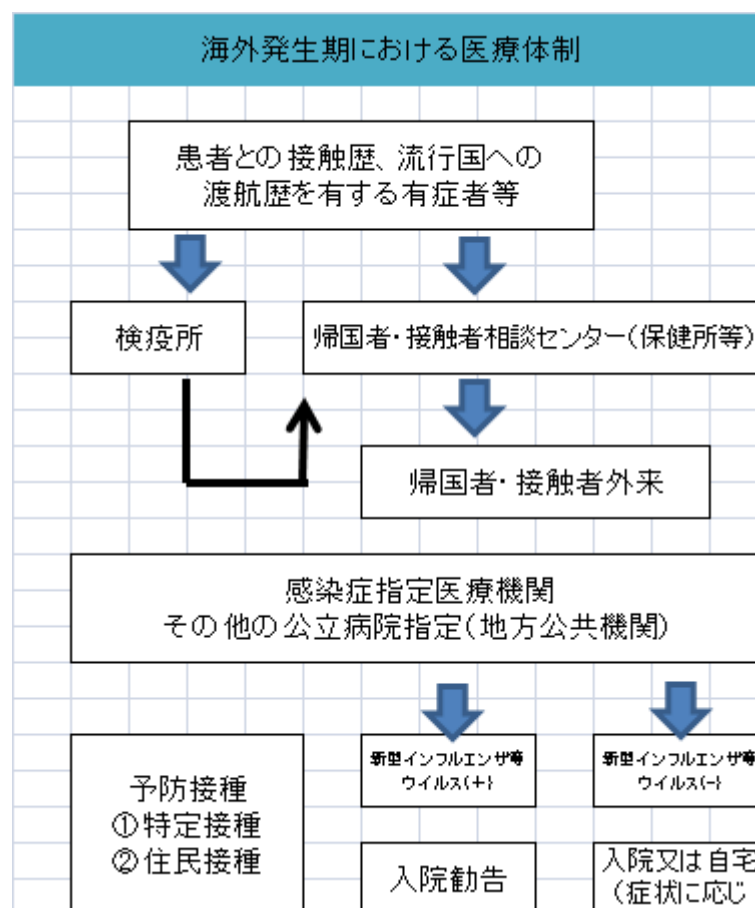
5 医療

(1) 方針

前段階から検討・準備してきたところに基づき、県と連携して、新型インフルエンザ等に係る医療体制を整備する。

(2) 医療体制の整備

この段階では、次のような体制で、新型インフルエンザ等に係る医療が提供される。



6 町民生活及び経済の安定の確保

(1) 方針

海外で新型インフルエンザ等が発生したことを受けて、ライフラインなど社会基盤の維持や食糧などの供給に関わる事業者を重点に、事業者における対応準備を促進するとともに、町役場における業務継続や感染防止措置の準備を更に進める。

(2) 事業者の対応

各課は、県と連携して関係する事業者に対し、海外での新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報収集に努め、引き続き、職場における感染防止措置や事業継続計画の作成等を進めるよう促す。

特に、ライフライン関係その他の基本的な社会機能に関わる事業者（(Ⅰ)の6の(1)を参照）に対しては、従業員の発生国への出張中止、発生国出張者への帰国やその後の受診の指示等の検討を行うよう要請する。

(3) 町業務の維持

ア 事業継続計画

企画防災課及び各課は、事業継続計画の内容を確認し、必要に応じて見直しを行う。

総務課は、新型インフルエンザ等の感染が拡大して要員不足が生じるような場合に、他課の業務に動員する予定の職員や協力してもらう予定の外部の方（退職者など）を確認し、彼等に対して予告通知や協力要請をしておく。

イ 職員の管理

総務課及び各課は、職員等の新型インフルエンザ等への感染防止を図るため、次の措置を講じる。

感染予防策 の周知徹底	○国や県からの新型インフルエンザ等に関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じて必要な感染予防等をとるよう、職員を啓発 ○新型インフルエンザ等に関する知識、海外の発生地域と規模及び感染状況等を職員に周知
職員管理	○発生国及びその周辺国に勤務する職員に対し、発生情報及び感染予防方法を周知し注意喚起するとともに、状況によっては帰国を指示 ○発生国及びその周辺国への職員の出張を原則として禁止し、状況によっては国際交流事業を中止又は延期 ○職員（家族を含む。）の発生国への渡航状況を確認し、渡航歴のある職員等については健康状態を把握し、必要に応じて医療機関での受診を指導
健康管理	○発生国から帰国した者と接触した後に新型インフルエンザの感染が疑われる症状（38度以上の発熱、せき、全身けん怠感等）がある職員には、県帰国者・接触者相談センターに相談した上で医療機関（帰国者・接触者外来）を受診するよう指導するとともに、不要不急の大規模集会や興行施設など不特定多数の集まる場所への外出自粛を指導

ウ 庁舎の管理等

総務課は、庁舎清掃等の受託業者の対応を含め、新型インフルエンザ等が国内・県内・町内で発生した場合における庁舎の衛生管理体制を確認するとともに、福祉保健課と連携して個人防護具や消毒薬、マスク等の備蓄状況を確認し、不足分を調達しておく。

エ 町のライフライン事業等

水道課及び環境保全課は、上水道、下水道、一般廃棄物の処理業務について、事業継続計画の内容を確認し、必要に応じて見直しを行うとともに、新型インフルエンザが県内で発生した場合の対応準備（(Ⅱ)の6の(3)のエを参照）の進捗状況を点検しておく。

(4) 住民生活の維持**ア 生活必需品の確保**

産業課は、県と連携して農協、漁協等の関係団体に対し、集出荷施設の消毒等の感染防止措置、緊急に行う風評被害対策、供給不足時の量販店等への優先出荷、まん延時の選果作業員や出荷運搬手段の確保方策等の準備状況を確認するよう要請する。

イ 生活支援の準備

福祉保健課は、新型インフルエンザ等が県及び町内で発生した場合に生活支援措置の対象となる可能性が高い要援護者リスト及び当該措置の実施マニュアル等を確認し、必要に応じて当該措置を行うための準備を進める。

未発生期	海外発生期	県・町内未発生期	県・町内発生早期	県・町内感染期	県・町内小康期
------	-------	----------	----------	---------	---------

(Ⅳ) 県・町内未発生期

・県及び町内では、新型インフルエンザ等の患者は発生していないが、国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生している状態。ただし、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

目 的

- ① 県及び町内発生に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方

- ① 県及び町内発生に備え、原則は海外発生期の対策を継続する。
- ② 国が定める基本的対処方針等に基づき、必要な対策を行う。
- ③ 政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合、県及び町内未発生であっても、県及び町内発生を見据えた積極的な対策を講じる。

1 実施体制

(1) 方針

県及び町内への新型インフルエンザ等ウイルスの侵入をできるだけ防止しながら、県及び町内での発生に備えて感染拡大防止対策の実施準備を進める態勢をとる。

(2) 体制

各課は、海外発生期に整備した体制〔Ⅲ〕の１の（２）を参照〕の下で、所定の対策や準備を推進していく。

(2)－１ 緊急事態宣言が出された場合の措置

緊急事態宣言がなされた場合、特措法第３４条に基づき、市町村対策本部を直ちに設置する。

(3) 次期体制への移行

対策本部長は、国・県や報道機関等より入手した国内の発生状況等に関する情報から見て必要があると認めるときは、県及び町内での新型インフルエンザの発生が確認されていなくても、本町の対応を「県・町内発生早期」の段階へ移行することができる。

2 サーベイランス・情報収集

(1) 方針

国内の発生状況あるいは発生の兆候に関する情報や、生活必需品の需給動向など住民生活への影響が大きい情報を早期に把握し、必要な対策を迅速に展開して社会の混乱を未然に防止するのに役立てる。

(2) 情報の収集

各課は、輻輳による通信の途絶等にも留意して多重化された情報伝達ルートを利用し、次のような情報を入手する。

区分	担当部局	収集する情報
新型インフルエンザ等の情報	各課	・国内での新型インフルエンザ等の発生状況 ・海外での新型インフルエンザ等の発生状況 ・国・発生都道府県・市町村等の対応方針、対応状況
	福祉保健課	・新型インフルエンザ等の特性等に関する情報
検疫関係情報	福祉保健課	・検疫の体制、実施状況等
海外渡航情報	企画防災課	・外務省、厚生労働省、国・県対策本部等の発するもの
交通機関の状況	企画防災課	・発生国との間の航空便、船便の運行状況 ・発生都道府県との間の公共交通機関の運航状況 ・その他県内外の公共交通機関の運行状況
観光客の状況	産業課	・発生地域から町内への観光客の入り込み状況
学校等の体制	福祉保健課 教育委員会	・学校、福祉施設、医療機関等の対応状況
事業者の体制	産業課	・事業者の対応状況

(3) サーベイランス

この段階では、県及び町内で新型インフルエンザ等患者は未発生だが、その濃厚接触者や最近発生地域に滞在したことのある有症者等は、県及び町内でも発生するおそれがある。これについては、引き続き、県が医療機関への搬送、疫学調査、健康観察等の対応を行うが、そうした者が増加すると、県から協力を求められる機会も増えると思われるので、福祉保健課が窓口になって調整を行い、要員を確保して必要な対応を行う。

3 情報提供・共有

(1) 方針

国内の発生状況等に関する正確な情報を迅速に提供して、住民の不安解消、注意喚起を図るとともに、事業者に対し、感染防止及び事業継続に留意するよう呼びかける。

(2) 個別的な情報提供

各課は、県と連携し、次のような情報についても、関係先に対して個別に提供する。

担当部局	提供先	提供する情報
各課	関係する住民 ・事業者及び機関・団体	・国内での新型インフルエンザ等の発生状況 ・新型インフルエンザ等の具体的症状、特性等 ・新型インフルエンザ等に関する予防と対策の基礎知識 ・職場や家庭における注意事項（（I）の3の（5）を参照）

		・イベントの開催中止等の状況 ・県を始めとする相談窓口の連絡先等 ・事業継続対策(事業継続計画・対応マニュアルの作成等)
企画防災課	交通事業者	・発生地域との間の公共交通機関の運行状況
産業課	公共交通機関の利用者	・発生地域への旅行等の自粛要請 ・発生地域からの帰着時の対応
	旅行者	・発生地域との間の公共交通機関の運行状況
	消費者	・食品との関連についての正確な情報
	町内の商工業者	・感染拡大防止のため企業が自主的に行うべき対応 ・発生地域での企業活動における注意事項
	消費者	・農林水産物の出荷情報 ・食品との関連についての正確な情報（関係機関・団体の連絡網や広報誌等も活用して周知）

(3) 広報

各課は、一般住民に向けて次の事項を広報する。

項 目	内 容
一般的・基本的な情報	・新型インフルエンザ等に関する基礎知識 ・行政の対策
生活関連情報	・生活必需品の需給動向等 ・公共交通機関の運行状況 ・イベントの開催（中止）の状況
住民・事業者への呼びかけ	・発生地域への旅行・出張、広域的なイベント開催等の自粛 ・職場や家庭における注意事項 ・感染拡大防止のため企業が自主的に行うべき対応 ・インフルエンザ様症状があっても、軽症のときは救急出動要請を控えるべきこと。
国内での発生状況	・新型インフルエンザ等の発生場所（都道府県名、市町村名）及び発生時期 ・発生した患者や濃厚接触者への行政の対応（患者の入院措置、濃厚接触者への予防投与、健康監視、外出自粛要請等） ・発症前後の活動地域、移動経路その他疫学調査から判った安心情報（不特定多数の者との接触機会の有無、接触時の状況等） ・濃厚接触者の健康状況

(4) 相談窓口

企画防災課及び福祉保健課は、相談窓口において、新型インフルエンザ等に関する住民からの相談全般に対応する。この際には、各課が作成したQ & A集により回答できるものにはその場で回答し、回答が困難なものについては、県が設置した「帰国者・接触者相談センター」等を紹介する。多くの相談が寄せられて対応が困難になりかねないときは、窓口要員を増強する。

4 予防・まん延防止

まん延防止対策（Ⅲの4を参照）を強化する。

緊急事態宣言がなされ、徳島県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合においては、次のとおり対策を講じる。

（１）方針

新型インフルエンザウイルス等の町内への侵入を防止するため、県や近隣の市町村等と連携して、感染が疑われる者の増加に適切に対処しつつ、学校や福祉施設、集客施設に係る対応を強化し、発生地域への移動や広域イベントの開催は自粛とする。

（２）学校に係る対応

ア 教育委員会における対応

（ア）教育委員会は、引き続き県教育委員会、企画防災課、福祉保健課等を通じて新型インフルエンザ等に関する情報を収集するとともに、町立学校から次の事項について報告を求める。なお、収集した情報のうち基本的なものは全教職員に伝え、情報の共有化を図る。

①発生地域での校外活動、その他発生地域の児童生徒等との交流活動の状況

②児童生徒等のインフルエンザ様症状の発生状況

（イ）また、新型インフルエンザ等の県及び町内発生に備え、各町立学校における対応マニュアルの作成状況、臨時休業時の連絡体制や校内対策会議など危機管理体制の整備状況、一時に多くの教職員が出勤できなくなる場合の対応計画の作成状況等を確認しておく。

イ 感染予防対策

町立学校においては、次のような対応を行うものとする。

（ア）通常行っている健康観察を継続し、学校欠席者を教育委員会へ報告する。また、最近発生地域から帰って（入って）来た児童生徒等の有無を確認し、これにインフルエンザ様の症状が見られた場合には、直ちに県帰国者・接触者相談センターに相談の上、そこで紹介された医療機関を受診するよう指導すること。その際には、当該児童生徒等が風評により不当な扱いを受けることがないように留意すること。

（イ）児童生徒等及び保護者に対し、国内外での新型インフルエンザの発生状況や基本的な感染予防策（（Ⅰ）の3の（5）のアを参照）のほか、健康状態をよく把握してインフルエンザ様症状の早期発見に努めること、及びそのような症状があれば直ちに県帰国者・接触者相談センターに相談し、その指示に従うことを周知徹底すること。

（ウ）その他、各学校の対応マニュアルに基づく感染防止措置を、状況に応じて実施すること。

ウ 児童生徒等の発生地域での活動に関する対応

町立学校においては、次のような対応を行うものとする。

（ア）児童生徒等に対し、発生地域への旅行等は自粛するよう指導するとともに、発生地域への修学旅行等は中止又は延期すること。

（イ）修学旅行等で発生地域に滞在中の児童生徒等に対して、次の情報を伝えること。

①滞在地域及びその周辺における感染者の発生状況、②新型インフルエンザ等の症状、特性等、③基本的な感染予防策、④発症した場合の対応（滞在先の相談窓口等の紹介）、⑤公的機関の発出する注意情報や対応措置、⑥公共交通機関の運行状況、⑦健康不安等についての相談方法

(3) 福祉施設に係る対応

ア 体制整備

(ア) 福祉保健課は、新型インフルエンザ等の県及び町内発生に備え、町営の福祉施設における事業継続計画や対応マニュアルの作成状況、臨時休業時の連絡体制などを確認しておく。

(イ) さらに、一時に多くの職員が出勤できなくなる場合の運営体制、通所施設の臨時休業時における在宅困難者への対応策や入所施設・在宅サービス施設における厳格な感染防止措置等については、具体的な手順や内容まで確認しておく。

イ 感染防止措置

町営の福祉施設においては、感染防止措置に関連して、次のような対応を行うものとする。

(ア) 利用者等及びその家族に国内外での発生状況等に関する情報を積極的に提供・共有して、基本的な感染予防策等を周知徹底すること。

(イ) 職員に対して、施設内での健康観察や自主的な健康把握により、自分や利用者の発症を早期に発見するよう指示すること。

(ウ) 利用者等に対して、インフルエンザ様症状があれば直ちに県帰国者・接触者相談センターに相談するよう指導すること。

(エ) 外来者に対しても、施設における感染防止措置に協力し、基本的な感染予防策を徹底するよう要請すること。

(4) 集客施設に係る対応

町営の集客施設においては、状況に応じた感染防止措置を実施するとともに、利用者等に対して基本的な感染予防策を周知するものとする。また、施設ごとに、感染拡大防止のため臨時休業を行う場合の基準や手続を定めておく。各課は、所管業務と関係する町営ではない集客施設に対しても、同様の対応を要請する。

(5) その他の社会的対応

ア 発生地域への移動自粛

(ア) 各課は、関係する住民、事業者に対し、基本的な感染予防策等の励行を呼びかけるとともに、国内外の発生地域への旅行や出張の自粛を促す。

(イ) また、発生地域との間の人の行き来を伴う本町主催の交流事業や観光客誘致事業等は、原則として中止又は延期する。本町以外が主催するものについても、同様の対応を要請する。

イ イベント等の開催自粛

各課は、参集範囲が限定されており発生地域からの参加・集客が見込まれないものを除き、本町主催のイベントや集会等の開催は、原則として中止又は延期する。また、本町以外が主催するものについても、同様の対応を要請する。

ウ 宿泊施設の対応

産業課は、県と連携し、旅館、ホテル等の宿泊施設に対し、宿泊客や従業員の新型インフルエンザ感染が疑われる場合の対応（県帰国者・接触者相談センターに相談した上で医療機関を受診するよう指導・手配すること、当該施設の施設設備の消毒を行うこと等）の手順や体制を確認しておくよう要請する。

また、発生地域からの宿泊客について健康状態の把握に努めるとともに、発生地域からの観光客誘致活動を自粛するよう併せて要請する。

(6) 予防接種

【特定接種】

福祉保健課は、ワクチンが確保された場合、本町職員の対象者に対する特定接種を進める。

【住民接種】

ア 福祉保健課は、町民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、町民周知を図るとともに、関係者の協力を得て、接種を開始する。

イ 福祉保健課は、接種の実施に当たり、国、県及び医師会等と連携して、学校等公的施設の活用や、医療機関に委託する等により接種会場を確保しての集団接種や、協力医療機関での一斉接種（期間を定め集中的に接種）、個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせ等、接種対象者に応じた接種を行う。

緊急事態宣言が出された場合の措置

緊急事態宣言が出されている場合には、基本的対処方針を踏まえ、予防接種を実施する。

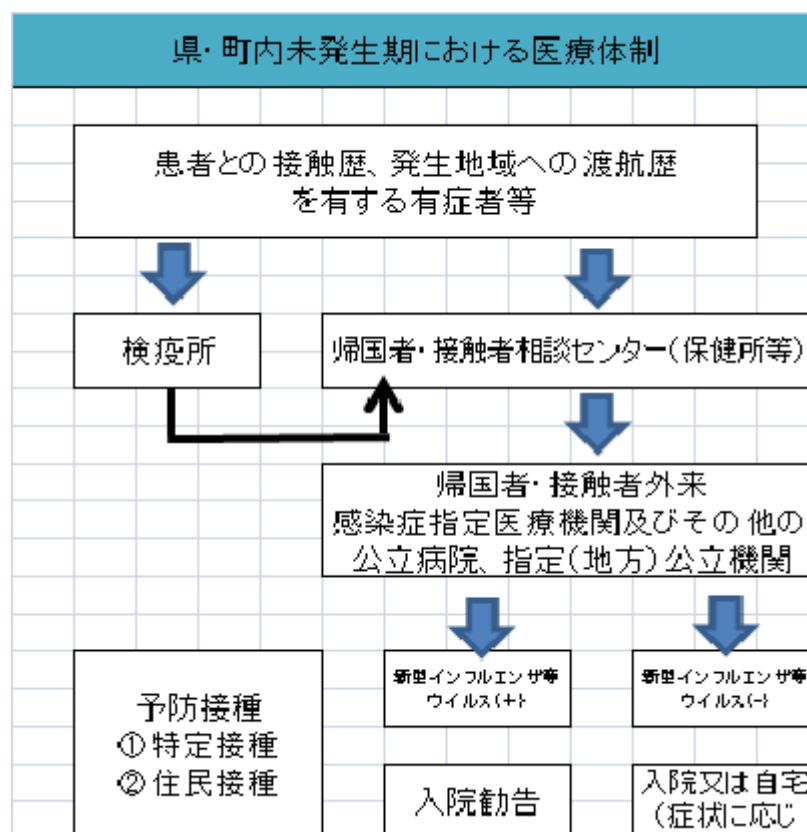
5 医療

(1) 方針

県及び町内発生に備え、県及び近隣市町村と連携して、感染者に対する医療体制を強化する。

(2) 医療体制の整備

この段階では、次のような体制で、新型インフルエンザ等に係る医療が提供される。



6 町民生活及び経済の安定の確保

町民生活及び経済の安定の確保対策（Ⅲの6を参照）を強化する。

緊急事態宣言がされている場合には、次のとおりとする。

（１）方針

事業者に対し、基本的な社会機能に関わる者を重点として、本格的な対応準備や職場における感染防止措置の実施を促すとともに、食料など住民生活に不可欠な物資やサービスの供給確保対策も推進する。

（２）事業者の対応

各課は、県と連携して関係する事業者に対し、状況に応じて職場における感染防止措置を実施するよう促すとともに、事業継続計画の実行準備をしておくよう働きかける。特に、ライフライン関係その他社会機能の維持に関わる事業者（Ⅰの6の（１）参照）に対しては、情報収集や従業員啓発等に努めるとともに、事業の継続のための準備を十分に行うよう要請する。

（３）町業務の維持

ア 事業継続計画

企画防災課及び各課は、事業継続計画の内容を改めて確認し、その実行に必要な準備をしておく。

イ 職員の管理

総務課、福祉保健課は、次のとおり職員の健康管理及び業務管理を強化し、職員が新型インフルエンザ等に罹患し、感染が拡大するのを防止する。

- ・職員向けの健康相談窓口を開設して、その健康状態を確認し、新型インフルエンザ等の感染が疑われる場合は、出勤を控えさせて県帰国者・接触者相談センターへの相談及び医療機関の受診を指導
- ・発生地域への出張・旅行歴のある職員、発生地域に勤務する職員等については、個別に健康状態を把握
- ・発生地域への職員の出張は、原則として中止又は延期し、発生地域への旅行等も自粛するよう指導
- ・参集範囲が限定されており発生地域からの参加・集客が見込まれないものを除き、イベント、講習会、会議など多数の人が集まる行事への参加・出席及び開催は、原則として中止又は延期(対面の会議を中止等する場合には、それに代えて、電話、Fax、メール、テレビ会議、SNS等の利用も検討)
- ・状況に応じ、感染の恐れが大きい業務に従事する職員にマスクを配布・装着

ウ 庁舎の管理等

総務課及び各施設の管理者は、庁舎及び施設設備の消毒に努めて衛生管理を徹底するとともに、状況に応じ、来庁者や利用者及び職員用として所定の場所に消毒剤、ハンドソープ等を設置する。また、マスク、消毒剤、ハンドソープ等の備蓄を補充・確認する。

エ 町のライフライン事業

水道課及び環境保全課は、上水道、下水道、一般廃棄物の処理業務について、状況に応じて職場における感染予防措置を実施するとともに、情報収集や従業者啓発等に努め、事業継続のための準備を十分に行う。

(4) 住民生活の維持

ア 生活必需品の確保

産業課は、県と連携して農協、漁協等の関係団体に対し、新型インフルエンザ等が県及び町内で発生した場合の対応に係る準備状況を、改めて確認するよう要請する。

イ 生活支援の準備

福祉保健課は、新型インフルエンザ等が県及び町内で発生した場合における生活支援措置の実施準備を引き続き進める。

未発生期	海外発生期	県・町内未発生期	県・町内発生早期	県・町内感染期	県・町内小康期
------	-------	----------	----------	---------	---------

(V) 県・町内発生早期

・県及び町内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

目 的

- ① 県及び町内での感染拡大をできる限り抑える。
- ② 患者に適切な医療を提供する。
- ③ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方

- ① 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を国が行い、積極的な感染対策等をとる。
- ② 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、住民への積極的な情報提供を行う。
- ③ 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される国内外での情報を医療機関等に提供する。
- ④ 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- ⑤ 県及び町内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ⑥ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1 実施体制

(1) 方針

県及び町内未発生期における対策を充実強化し、早期対応により、町内における新型インフルエンザ等の感染被害を最小限に抑える態勢をとる。

(2) 体制

各課は、基本的には、海外発生期以来の体制（(Ⅲ)の1の(2)を参照）を維持し、所定の対策や準備を推進していく。

(2) - 1 緊急事態宣言が出された場合の措置

緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条に基づき、市町村対策本部を直ちに設置する。

(3) 次期体制への移行

対策本部長は、県及び町内における新型インフルエンザ等の発生状況等から見て必要があると認めるときは、本町の対応を「県・町内感染期」の段階へ移行することができる。

2 サーベイランス・情報収集

(1) 方針

県及び町内における新型インフルエンザ等の発生状況に関する情報や、その社会的・経済的な影響に関する情報を速やかに収集し、迅速かつ効果的な対策展開による住民生活の安定確保に資する。

(2) 情報の収集

各課は、輻輳による通信の途絶等にも留意して多重化された情報伝達ルートを利用し、次のような情報を入手する。

区分	担当部局	収集する情報
新型インフルエンザ等の情報	各課	・国内、県内及び町内での新型インフルエンザ等の発生状況 ・県・他市町村の対応方針、対応状況 ・各省庁、他の発生県等の対応方針、対応状況 ・県内外の経済社会への影響状況
	福祉保健課	・新型インフルエンザ等の特性等に関する情報
交通機関の状況	企画防災課	・県内外の公共交通機関の運行状況 ・従業員の罹患状況
観光客の状況	産業課	・本県への観光客の入り込み状況 ・全国的な旅行業者の動向
福祉・医療への影響	福祉保健課	・福祉施設における発生状況と臨時休業の状況 ・医療機関の状況
ライフラインへの影響	企画防災課 水道課 環境保全課	・電気、ガス、上下水道、通信の状況
生活必需品の需給等に関する情報	企画防災課	・災害時等の物資提供に関する協定を締結している量販店等の店舗の状況
	産業課	・農林水産物の生産、出荷、流通等の状況 ・食の安全、生活必需品の物価動向等に関する情報
教育への影響	教育委員会	・学校における発生、臨時休業の状況
経済への影響	産業課	・事業者の対応状況（臨時休業、イベント中止等） ・企業活動への影響状況

(3) サーベイランス

県及び町内で新型インフルエンザ等の患者が発生すると、その濃厚接触者が何人か発生するし、その他にも様々なルートで多くの疑似症患者等が発生するようになる。感染拡大を防止するためには、患者のほか、これら感染が疑われる者への対応が重要になるので、県が行う疫学調査や健康観察等には、引き続き福祉保健課が窓口になって積極的に協力する。

3 情報提供・共有

(1) 方針

新型インフルエンザ等の県及び町内発生の状況をリアルタイムで情報提供して、住民に注意を促すとともに、社会・経済への影響が大きい学校や集客施設の臨時休業、イベントの開催中止等に関する情報も積極的に提供して、そうした対応に対する住民の理解と協力を確保する。

(2) 個別的な情報提供

各課は、県と連携して、次のような情報についても、関係先に対して個別に提供する。

担当部局	提供先	提供する情報
各課	関係する住民・事業者及び機関・団体	・県内外における新型インフルエンザ等の発生状況 ・新型インフルエンザ等の具体的症状、特性等 ・新型インフルエンザ等に関する予防と対策の基礎知識 ・職場や家庭における注意事項（（Ⅰ）の3の（5）を参照） ・学校や福祉施設、集客施設の臨時休業、イベントの開催中止等の状況 ・県を始めとする相談窓口の連絡先等
企画防災課	交通事業者	・県内外の公共交通機関の運行状況
福祉保健課	社会福祉協議会	・新型インフルエンザ等で被害を受けた低所得者、障がい者又は高齢者の世帯が利用できる生活福祉資金（療養・介護等資金）の貸付制度に関する情報
産業課	旅行業者	・県内外の公共交通機関の運行状況 ・観光誘客活動の自粛状況
	町内の商工業者	・感染拡大防止のため企業が自主的に行うべき対応
	消費者	・農林水産物の出荷情報 ・食品との関連についての正確な情報

(3) 広報

各課は、一般住民に向けて次の事項を広報する。

項 目	内 容
一般的・基本的な情報	・新型インフルエンザ等に関する基礎知識 ・全国的な発生動向、対応状況等
生活関連情報	・生活必需品の需給動向等

	・公共交通機関の運行状況 ・学校や福祉施設、集客施設の臨時休業、イベントの開催中止等の状況 ・医療機関等の状況(帰国者・接触者外来の設置状況等)
住民・事業者への呼びかけ	・県内外の発生地域への旅行・出張等の自粛、イベント等の開催自粛 ・職場や家庭における注意事項 ・集客施設の営業自粛、その他感染拡大防止のため企業が自主的に行うべき対応 ・インフルエンザ様症状があっても、軽症のときは救急出動要請を自粛 ・新型インフルエンザ等による被害への支援制度
県及び町内での発生状況	・県の公表事項に準じた情報（それ以上の情報を公表する場合は、住民が感染防止を図る上で必要な情報は提供しつつ、患者等のプライバシーや事業上の利益を不当に侵害しないよう、慎重な配慮が必要）

(4) 相談窓口

新型インフルエンザ等に対する危機感から、窓口相談は一層増加すると思われることから、企画防災課は、状況に応じて窓口要員を増強するなど、新型インフルエンザ等に関する相談窓口の機能強化を図る。

4 予防・まん延防止

まん延防止対策(Ⅳの4を参照)を強化する。

緊急事態宣言がなされ、徳島県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合においては、次のとおり対策を講じる。

(1) 方針

感染が疑われる者への疫学調査や健康観察に引き続き協力しつつ、状況に応じて学校や福祉施設、集客施設の臨時休業、イベントの開催中止等を行い、町内における感染拡大を防止する。

(2) 学校に係る対応

ア 臨時休業

町立学校においては、次のような対応を行うものとする。

- (ア) その学校の児童生徒等(他人に感染させるおそれのある時期に登校していなかった者を除く。)が新型インフルエンザ等に感染したことを確認した場合には、直ちに学校医や保健所(以下「学校医等」という。)と相談の上で、自主的に臨時休業すること。その際の休業期間は、ひとまず7日間程度とし、その間に当該学校の児童生徒等から新型インフルエンザ患者(疑似症患者を含む。以下同じ。)が新たに発生しなければ、学校医等と相談の上で休業を解除し、新たな発生があれば休業を延長すること。
- (イ) さらに、感染拡大を防止するため必要があると認められた場合(患者の感染経路が確認できない場合、その発症前後の活動地域が広範に及ぶ場合、濃厚接触者が多数にわたる場合など)には、発症前後における新型インフルエンザ等患者及びその濃厚接触者の活動地域や、児童生徒等の通学区域内に所在する全ての学校が一斉休業を求められるので、その場合には、患者が未発生の学校も、求められた期間中は臨時休業するこ

と。

- (ウ) 臨時休業する場合には、その間における児童・生徒の家庭学習を支援・促進するため、必要な措置を講ずること。

イ 教育委員会における対応

- (ア) 教育委員会は、県教育委員会、企画防災課、福祉保健課等を通じて発生した患者の家族、学校等や発症前後の行動に関する情報を収集し、各学校がとるべき対応等について県教育委員会と協議する。
- (イ) また、町立学校、教育機関、県教育委員会等との連絡を密にし、町立学校等の児童生徒等について、有症者及び新型インフルエンザ等患者の発生状況の報告を求める。

ウ 学校におけるその他の対応

その他、町立学校においては、次のような対応を行うものとする。

- (ア) 校内対策会議を常設して対処方針を協議し、それぞれの対応マニュアルに基づく感染防止措置を実施するとともに、対外的な交流行事等は中止又は延期し、必要があればアの(ア)及び(イ)の場合以外でも、学校医等と相談の上で自主的に臨時休業すること。
- (イ) 児童生徒等の健康状態把握に努め、有症者に対しては、登校を控えて直ちに県帰国者・接触者相談センターに相談し、その指示に従うよう指導すること。
- (ウ) 学校内で有症者が発生した場合には、その者を直ちに個室に隔離した上で、徳島県東部保健福祉局（徳島保健所）に連絡して適切な医療機関への搬送を手配すること。その後、関係する施設設備の消毒を速やかに実施すること。
- (エ) 児童・生徒及びその保護者に対し、ファクシミリ、電子メール、ホームページ等を利用して、次のような情報を正確に伝えること。

①国内、県内及び町内での発生状況、②新型インフルエンザ等の症状、特性等、③職場や家庭における注意事項（（I）の3の（5）を参照）

（3）福祉施設に係る対応

ア 臨時休業

町立の通所施設は、次のような対応を行うものとする。

- (ア) 当該施設の利用者等(他人に感染させるおそれのある時期に通所していなかった者を除く。)が新型インフルエンザ等に感染したことを確認した場合には、直ちにかかりつけの医療機関や徳島県東部保健福祉局（徳島保健所）（以下「かかりつけ医等」という。）と相談の上で、自主的に臨時休業すること。その際の休業期間は、ひとまず7日間程度とし、その間に当該施設の利用者等から新型インフルエンザ患者が新たに発生しなければ、かかりつけ医等と相談の上で休業を解除し、新たな発生があれば休業を延長すること。
- (イ) さらに、感染拡大を防止するため必要があると認められた場合には、発症前後における新型インフルエンザ等患者及びその濃厚接触者の活動地域や、利用者等の通所区域内に所在する全ての同種施設が一斉休業を求められるので、その場合には、患者が未発生の施設も、求められた期間中は臨時休業すること。
- (ウ) 当該施設が臨時休業している間、自宅で保育、介護等を受けることが困難な利用者(保護者が新型インフルエンザ等の診療やライフラインの維持に不可欠な業務に従事している者、介護できる家族等がいない者 等)については、特例的に当該施設での受入れ

を継続するか、他の施設に一時的に受け入れてもらうようにすること。

イ 指導体制の強化

(ア) 福祉保健課は、発生した患者の家族、保育・介護の状況、発症前後の行動等に関する情報を収集し、町立の福祉施設がとるべき対応等を検討する。

(イ) 福祉保健課は、町立の福祉施設の管理者との連絡を密にし、その利用者等について、有症者及び新型インフルエンザ等患者の発生状況の報告を求める。

ウ 施設におけるその他の対応

町立の福祉施設においては、次のような対応を行うものとする。

(ア) 施設内対策会議を常設して対処方針を協議し、それぞれの対応マニュアルに基づき状況によっては次のような感染防止措置も実施すること。

①有症者(出入業者や面会者のほか、場合によっては通所施設の利用者も含む。)の施設内への立入を制限すること。

②入所施設内で有症者が発生した場合には、これを直ちに個室に隔離した上で徳島県東部保健福祉局(徳島保健所)に連絡し、受診する医療機関について指示を受けること。その後、接触者の健康調査や関係する施設設備の消毒を速やかに実施すること。

(イ) 入所施設や在宅サービス施設は、上記①、②のような措置を徹底すること等により事業を継続し、休業等は極力回避すること。通所施設は、必要があればアの(ア)及び(イ)の場合以外でも、かかりつけ医等と相談の上で自主的に臨時休業すること。

(ウ) 入所施設や在宅サービス施設で事業継続が困難になったときは、その利用者が本町による支援、又は他の同種施設の入所やサービスに円滑に移行できるよう、十分な調整を行うこと。

(エ) 利用者等の健康状態把握に努め、有症者に対しては、通所・出勤を控えて直ちに県相談窓口相談し、その指示に従うよう指導すること。

(オ) 利用者及びその保護者に対し、FAX、電子メール、ホームページ等を利用して、次のような情報を正確に伝えること。

①国内、県内及び町内での発生状況、②新型インフルエンザ等の症状、特性等、③職場や家庭における注意事項
--

(4) 集客施設に係る対応

ア 臨時休業

町営の集客施設においては、次のような対応を行うものとする。各課は、所管業務と関係する町営ではない集客施設に対しても、同様の対応を要請する。

(ア) 町内で患者が相次いで発生するような段階になると、当該患者の疫学調査により、その者が特定の集客施設を利用し、そこで他の利用者や施設の職員と濃厚接触したことが確認される事態も生じてくる。そうした場合には、直ちに産業医や徳島県東部保健福祉局(徳島保健所)(以下「産業医等」という。)と相談の上で、自主的に臨時休業すること。

その際の休業期間は、ひとまず7日間程度とし、その間に当該施設の利用者等と濃厚接触した新型インフルエンザ等患者が新たに発生しなければ、産業医等と相談の上で休業を解除し、新たな発生があれば休業を延長すること。

(イ) さらに学校等の場合と同様に、感染拡大を防止するため必要があると認められた場

合には、発症前後における新型インフルエンザ等患者及び濃厚接触者の活動地域等を勘案して設定する一定の区域内に所在する全ての同種施設が一斉休業を求められるので、その場合には、患者が利用していない施設も、求められた期間中は臨時休業すること。

- (ウ) 臨時休業すると社会的・経済的に深刻な影響が生じる場合には、運営方法について感染拡大防止のための工夫（施設設備の徹底的な消毒、休業に至る事実関係とそれを踏まえた感染予防策の利用者への周知、職員に対する感染予防研修、出入口等への消毒剤設置など）を最大限に行うこと。そのようにした上であれば、営業等を続けるのもやむを得ない。

イ その他の対応

その他、町営の集客施設においては、状況に応じて感染防止措置を強化するとともに、利用者等に基本的な感染予防策を周知徹底する。各課は、所管業務と関係する町営ではない集客施設に対しても、同様の対応を要請する。

(5) その他の社会的対応

ア イベント等の開催自粛

各課は、本町主催のイベントや集会等の開催を原則として中止又は延期するとともに、本町以外が主催するものについても、同様の対応を要請する。ただし、中止等すると社会的・経済的に深刻な影響が生じるイベント等に関しては、運営方法について感染拡大防止のための工夫（参加者への感染予防策の周知徹底、運営スタッフに対する感染予防研修、会場への消毒剤設置などの感染防止措置、観客等との離隔距離確保、参加規模の縮小など）を最大限に行うこととする。そのようにした上であれば、開催もやむを得ない。

イ 宿泊施設の対応

産業課は、県と連携し、旅館、ホテル等の宿泊施設に対し、宿泊客や従業員の感染が疑われる場合には、それらの者が県相談窓口に連絡した上で医療機関を受診するよう指導・手配すること、及び当該施設設備のうち感染源となるおそれがあるものの消毒を行うことを要請する。

また、宿泊客の健康状態の把握に努めるとともに、観光客誘致活動を自粛するよう併せて要請する。

(6) 予防接種

【特定接種】

福祉保健課は、ワクチンが確保された場合、本町職員の対象者に対する特定接種を進める。

【住民接種】

ア 福祉保健課は、町民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、町民周知を図るとともに、関係者の協力を得て、接種を開始する。

イ 福祉保健課は、接種の実施に当たり、国、県及び医師会等と連携して、学校等公的施設の活用や、医療機関に委託する等により接種会場を確保しての集団接種や、協力

医療機関での一斉接種（期間を定め集中的に接種）、個別接種、あるいはそれぞれの組み合わせ等、接種対象者に応じた接種を行う。

緊急事態宣言が出された場合の措置

緊急事態宣言が出されている場合には、基本的対処方針を踏まえ、予防接種を実施する。

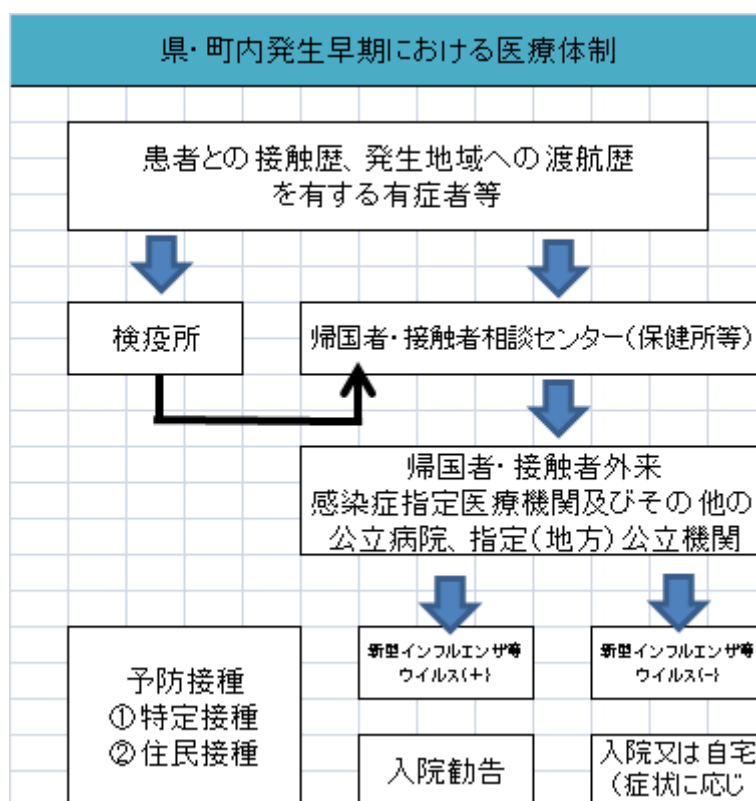
5 医療

(1) 方針

県及び町内における新型インフルエンザ等の発生に対し、県及び近隣市町村と連携して、これまで整備されてきた体制を本格的に稼働させる。

(2) 医療体制の稼働

この段階では、次のような体制で、新型インフルエンザ等に係る医療が提供される。



福祉保健課は、県や医師会、医療機関等と連携して、患者が増加して既存の医療施設では対応できなくなった場合に、臨時医療所を設置する準備を進める。

6 町民生活及び経済の安定の確保

町民生活及び経済の安定の確保対策（IVの6を参照）を強化する。

緊急事態宣言がされている場合には、次のとおりとする。

(1) 方針

県及び町内でも新型インフルエンザ等が発生したことを受けて、ライフライン関係の事業者や生活必需品関係の事業者などに対し、感染防止措置を一層強化するほか、状況によっては事業継続や供給確保に係る措置も実行に移すよう働きかけるとともに、本町自体も、同様の対応を実施する。

(2) 事業者の対応

各課は、県と連携して関係する事業者に対し、それぞれの業態に応じた感染防止措置を実施するとともに、事業所等で感染者が発生した場合には一時的に取引や事業を停止することや、維持すべき業務を継続するために必要な取組を実行に移すことを要請する。

特に、ライフライン関係その他の基本的な社会機能に関わる事業者（(I)の3の(1)を参照）に対しては、次のような対応を要請する。

事業継続	・適切な情報収集と危機管理の体制を起動すること。 ・引き続き、新型インフルエンザ等のまん延時にも維持すべき業務に係る要員や資材の確保に努めること。 ・行政からの勧告、通知等に留意しつつ、策定していた事業継続計画に基づき、必要に応じて担当業務の交代や補助要員の活用などを実施すること。 ・維持すべき業務に係る部署等においては、職場における感染防止措置（下記参照）を徹底して実施すること。 ・必要に応じ、感染拡大時の代替的意思決定措置、代替的な施設設備等を起動すること。 ・必要に応じ、維持すべき業務以外について、業務の縮小と従業員の自宅待機を実施すること。 ・故障等がよく発生する箇所については、メンテナンスを強化すること。
事業所での感染拡大防止	・職場において、従来からの感染防止措置を強化し、次のような措置を可能な限り実施すること。 【感染防止措置の強化】 ①定時検温等による従業員の健康状態把握、②ラッシュが回避できる通勤方法への変更、③交代制勤務や在宅勤務の導入、④情報通信手段の活用による外出・集合機会の削減、⑤対面会議や集合研修の中止・延期 等 ・社員食堂や休憩所等は、従業員の集合を回避するため、状況によっては閉鎖すること。 ・国及び地方公共団体の保健部局等からの各種要請に協力すること。 ・従業員の発生地域への出張は、できる限り中止・延期すること。
従業員の啓発	・従業員及びその家族に対し、近隣における発生状況など新型インフルエンザに関する情報を正確に伝え、職場や家庭における注意事項（(I)の3の(5)を参照）や健康状態の自己把握を徹底すること。 ・従業員に対し、インフルエンザ様症状があれば出勤しないよう指導し、必要があれば、産業医等の意見を聞いた上で自宅待機とすること。

(3) 町業務の維持

ア 事業継続計画

各課は、新型インフルエンザ等対策に係る業務量の増大や罹患等により出勤できない

職員の増加等に応じて、当該各課の事業継続計画に基づき、実施すべき業務を絞り込んで必要な人員を確保しつつ、必要な業務を継続・実施する。

総務課は、状況に応じて他の課からの職員派遣や臨時的な人員配置の見直しを行うとともに、町役場全体で人員不足が生じる場合は、県に職員派遣を要請する。

イ 職員の管理

(ア) 業務管理

a 勤務形態の変更

総務課は、分散勤務(テレビ会議システム等も利用)、在宅勤務(集合抑止のため)、時差出勤(通勤時の感染防止等のため)、計画休暇(業務の縮小を伴う)等の措置が感染拡大防止のため必要かつ効果的と認められる課について、当該措置を実施するよう指導する。

b 勤務中の感染拡大防止策

各課は、職員が勤務中に新型インフルエンザ等に感染しないよう、次のような措置を講じる。

- ・緊急を要するものを除いて対面による会議は中止又は延期し、原則として電話、FAX、メール、テレビ会議システム、SNS等を用いて情報を交換
- ・講習会、各種会議等多数の人の集合する行事への参加、出席を抑制
- ・県内外からの視察、研修等の受入れを中止
- ・出張など外出を伴う業務や不特定多数と接触する業務は縮小・抑制

c 勤務外を含めた感染拡大防止策

各課は、所属職員に対し、勤務外におけるものも含む新型インフルエンザへの感染を防止するため、その発生情報を周知した上で、次のような対応を徹底するものとする。

- ・基本的な感染予防策((I)の3の(5)を参照)の徹底
- ・旅行の自粛
- ・公共交通機関による通勤を控え、自転車、自家用車等を利用
- ・大規模集会や興行施設など不特定多数の集まる場所への不要不急の外出の自粛

(イ) 健康管理

各課は、所属職員に対し、新型インフルエンザ等の感染者を早期に把握し、感染拡大を防止するため、次のような対応を徹底するものとする。

- ・出勤前の検温
- ・感染の疑いのある職員(その家族も含む。)に対しては、県帰国者・接触者相談センターへの相談及びその指示に従った医療機関(帰国者・渡航者外来)の受診、インフルエンザ様症状が出た場合の報告(※報告事項:感染者の氏名、発症日、療養期間等)
- ・罹患した職員に対しては、出勤停止の命令(原則として通常の病気休暇若しくは病気休職又は特別休暇(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による「就業の制限」に該当)で対応)

ウ 庁舎の管理

総務課及び各施設の管理者は、次のような措置を講じるものとする。

(ア) マスク及びハンドソープの設置(総務課は庁舎管理に係る部分、その他は各課で設

置)

(イ) 庁舎の衛生管理の徹底（消毒剤の散布など）

(ウ) 庁舎内の不特定多数の者が集まる場所（食堂、住民コーナー等）の閉鎖（状況に応じて）

エ 町のライフライン事業

水道課及び環境保全課は、上水道、下水道、一般廃棄物の処理業務について、職場における感染予防措置を実施するとともに、状況に応じて事業継続計画に基づく取組みを実行する。

併せて、一般廃棄物に関しては、収集回数等の維持が困難になる事態に備え、住民や事業者に対し、ごみの減量と排出抑制について協力を要請する。

(4) 住民生活の維持

ア 生活必需品の確保

新型インフルエンザ等が発生した影響で食料や日用品の流通が滞ったり、特定の食品に風評被害が発生したりするようであれば、産業課は、消費者に冷静な対応を呼びかけるとともに、関係団体・事業者に対して、消費者への正確な情報提供、売り惜しみや便乗値上げの防止、在庫供出や早期出荷等を要請する。

また、災害時等の物資提供に関する協定を締結している事業者に対し、不足している物資の提供など必要な対応を要請する。

産業課は、県と連携して農協、漁協等の関係団体に対し、予め準備していた新型インフルエンザ等が発生した場合の対応（(Ⅲ)の6の(4)のアを参照）を、状況に応じて実行するよう要請する。

イ 生活支援の実施

福祉保健課は、在宅サービスが不可欠な高齢者や障がい者への医療・福祉サービス等の提供に影響が出る場合や、新型インフルエンザ等への罹患で日常の買い物が困難になる世帯が発生する場合等には、県と連携して、それらへの生活支援（見回り、介護、訪問医療、食事や日用品の提供等）を実施する。

未発生期	海外発生期	県・町内未発生期	県・町内発生早期	県・町内感染期	県・町内小康期
------	-------	----------	----------	---------	---------

(VI) 県・町内感染期

- ・県及び町内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・県及び町内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

目 的

- ① 医療体制を維持する。
- ② 健康被害を最小限に抑える。
- ③ 町民生活・経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方

- ① 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。
- ② 県及び町内の発生状況等を勘案し、本県において実施すべき対策の判断を行う。
- ③ 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ④ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ⑤ 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- ⑥ 欠勤者の増大が予測されるが、町民生活・経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ⑦ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ⑧ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

1 実施体制

(1) 方針

新型インフルエンザ等がまん延すると、職員の中にも感染者が発生し、通常体制による業務執行が困難になってくる。そのような状況に対処するため、住民の健康と安全を守り基本的な社会・経済機能を維持するのに必要な業務に的を絞って、組織体制の再編を行う。

そして、効果的な新型インフルエンザ等対策を集中的に推進し、その被害や影響を最小限に食い止めることができる体制を構築する。

そうした体制は、患者の発生がピークを越えた後、順次緩和・復旧していく。

(2) 各課の体制

新型インフルエンザ等の実施体制として、海外発生期以来の対策本部の体制（(Ⅲ)の1の(2)を参照）は基本的に維持するが、各課においては、新型インフルエンザ等対策に関わる業務、その他まん延期においても維持・継続すべき業務に職員を優先配置し、それら以外の業務について休止又は延期するなど、課内の業務執行体制の再編を進める。

総務課は、各課のそうした対応を全庁的・総合的に調整・整理し、必要に応じて各課間の職員配置の見直しを行う。

(2) - 1 緊急事態宣言が出された場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、次の対策を講じる。

①市町村対策本部の設置

緊急事態宣言がなされた場合、特措法第34条に基づき、市町村対策本部を直ちに設置する。

②他の地方公共団体による代行、応援等

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づき、他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(3) 次期体制への移行

対策本部長は、県及び町内における新型インフルエンザ等患者の発生がピークを越えたと認め、発生が減少して低水準で推移するようになったときは、「県・町内小康期」の段階へと移行する。

2 サーベイランス・情報収集

(1) 方針

県及び町内の発生状況、社会・経済活動の状況、混乱や問題の発生状況等に関する情報をリアルタイムで収集し、住民や事業者、関係機関等に迅速・適切な対応を促す。

(2) 情報の収集

各課は、輻輳による通信の途絶等にも留意して多重化された情報伝達ルートを利用し、次のような情報を入手する。また、所属職員の罹患状況のほか、関係機関・団体の職員の罹患状況や対応状況も確認し、随時、対策本部に報告する。

区分	担当部局	収集する情報
新型インフルエンザの情報	各課	・ 県及び町内発生期に収集したのと同種の情報
交通機関の状況	企画防災課	・ 県内外の公共交通機関の運行状況
福祉・医療への影響	福祉保健課	・ 福祉施設における発生状況と臨時休業の状況 ・ 医療機関の状況

ライフラインへの影響	企画防災課 水道課 環境保全課	・電気、ガス、上下水道、通信の状況
生活必需品の需給等に関する情報	企画防災課	・災害時等の物資提供に関する協定を締結している量販店等の店舗の状況
	産業課	・農林水産物の生産、出荷、流通等の状況 ・食の安全、生活必需品の物価動向等に関する情報
教育への影響	教育委員会	・学校における発生状況 ・学校の臨時休業の状況
経済への影響	産業課	・事業者の対応状況(臨時休業、イベント中止等) ・企業活動への影響状況

(3) サーベイランス

新型インフルエンザ等がまん延すると、それに感染するリスクは、患者や濃厚接触者の周辺以外でも高くなり、それらについて疫学調査や健康観察を行っても、感染拡大防止効果は限られてくる。一方、集団的に発生した場合には、患者が急増して深刻な影響を生じるおそれがあるし、インフルエンザに罹ると重症化しがちな人（乳幼児や妊婦、特定の基礎疾患がある人など）については、やはり早期発見・早期治療が重要である。

従って、この段階では、疫学調査や健康観察等は、集団感染が疑われる場合や重症化のおそれがある場合に限って実施されるようになる。県が行うこうした疫学調査や健康観察等については、引き続き福祉保健課が窓口となり、必要に応じて協力していくものとする。

3 情報提供・共有

(1) 方針

引き続き、県及び町内の発生状況や学校等の臨時休業、イベントの中止等に関する情報を迅速に伝達するとともに、対策の重点や医療体制の変更に関する情報を周知徹底して、住民や事業者に必要な対応を促す。

(2) 個別的な情報提供

各課は、県及び町内発生早期に提供していたような情報（(V)の3の(2)を参照）については、この段階においても、引き続き県と連携し、関係先に対して個別に提供するものとする。

(3) 広報

各課は、一般住民に向けて次の事項を広報する。

項目	内容
一般的・基本的な情報	・新型インフルエンザ等に関する基礎知識 ・全国的な発生動向、対応状況等
生活関連情報	・生活必需品の需給動向等 ・公共交通機関の運行状況

	・学校や福祉施設、集客施設の臨時休業(一時閉鎖)、イベントの開催中止等の状況 ・医療機関等の状況(新型インフルエンザ等の外来診療を行う医療機関等) ・新型インフルエンザ等による被害への支援制度
住民・事業者への呼びかけ(協力依頼)	・県及び町内外の発生地域への旅行・出張等の自粛、イベント等の開催自粛 ・職場や家庭における注意事項((I)の3の(5)を参照) ・自宅療養・家庭看護における注意事項 ・集客施設の営業自粛、その他感染拡大防止のため企業が自主的に行うべき対応 ・インフルエンザ様症状があっても、軽症のときは救急出動要請を自粛
県及び町内での発生状況	・発生状況の推移と終息の見通し

(4) 相談窓口

発生状況、感染対策、食の安全、食料の確保、事業経営等に関する相談の増加が予想される。このため企画防災課は、状況に応じて更に相談体制を強化する(窓口要員の増強等)。また関係課も、住民からの相談に応じる機能を強化する。

4 予防・まん延防止

まん延防止対策(Vの4を参照)を強化する。

緊急事態宣言がなされ、徳島県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定されている場合においては、次のとおり対策を講じる。

(1) 方針

集団感染や重症化の防止対策を重点的に推進するため、疫学調査や健康観察、学校等の臨時休業や一時閉鎖も、そのおそれのある場合に限って実施することとし、住民の健康被害や社会経済への影響を最小限に止める。

患者発生がピークを越えた後は、そうした措置を順次停止あるいは解除していく。

(2) 学校に係る対応

ア 臨時休業

町立学校においては、個別発生への即応から集団感染の防止へと対策の重点を移行させることとする。従って、単発的・散発的な患者発生に対応した臨時休業は行わなくてもよいが、学校は集団感染の場になりやすいことから、発生が集団的・連続的な場合には、必要に応じて臨時休業の措置をとるなど、慎重に対応する必要がある。

そのため、町立学校においては、次のような対応を行うものとする。

(ア) その学校の児童生徒等(他人に感染させるおそれのある時期に登校していなかった者を除く。)から、1週間程度のうちに複数の新型インフルエンザ等患者が発生した場合には、学校医等と相談の上で、ひとまず7日間、当該児童生徒等の属する学級を自主的に閉鎖すること。ただし、次の点に留意すること。

①閉鎖すべき学級が複数にわたる場合等には、状況により、学年閉鎖や学校全体の閉鎖(臨時休業)も検討・実施すること。

②客観的な状況から見て、学級外での集団活動（クラブ活動、地域活動等）で感染し、その前後に学級内の他の児童生徒等と濃厚接触していないと推測される場合等には、当該集団活動を当面自粛する（よう要請する）に止め、学級閉鎖等を行わないこととしてもよいこと。

③罹患すると重症化するおそれのある人が何人もいるような学級等については、感染が1人しか確認されていない段階で学級閉鎖等を行ってもよいこと。

④学級等の閉鎖を行った7日間に新型インフルエンザ等患者が新たに発生しなければ、学校医等と相談の上で閉鎖を解除すること。新たな発生があれば閉鎖を延長すること。

(イ) さらに、特定の地域に所在する学校で集団感染が頻発するような場合には、その地域内に所在する全ての学校が一斉休業するよう求められるので、その場合には、患者が未発生の学校や発生しても単発的・散発的なものに止まっている学校も、求められた期間中は臨時休業すること。

(ウ) 学級閉鎖や臨時休業を行う場合には、その間における児童・生徒の家庭学習を支援・促進するため、必要な措置を講ずること。

イ その他の措置

町立学校においては、次の点に留意しながら、これまで行ってきた発生状況報告や感染防止措置を継続・強化するものとする。

(ア) 学級閉鎖や臨時休業で自宅にいる児童・生徒やその保護者に対しても、必要な情報は、電話やファクシミリ、電子メール、ホームページ、SNS等で迅速・的確に伝達すること。

(イ) この段階になると、新型インフルエンザ等の診察体制が変わるので、それに応じて児童・生徒やその保護者及び教職員に対し、次のような対応を指導すること。

①インフルエンザ様症状がある場合は、速やかに医療機関等に相談の上、その指示に従って直接受診すること。

②医療機関で新型インフルエンザ等患者だと診断された場合は、軽症で自宅療養するときでも、学校に連絡すること。

(3) 福祉施設に係る対応

ア 臨時休業

集団感染の防止対策等に重点を移すことに伴い、町立の通所施設においては、臨時休業（閉鎖）について、次のような対応を行うものとする。

(ア) 当該施設の利用者等（他人に感染させるおそれのある時期に施設にいなかった者を除く。）から、1週間程度のうちに複数の新型インフルエンザ等患者が発生した場合には、かかりつけ医等と相談した上で、ひとまず7日間、当該利用者等の利用に係る部分（それが区分・限定されない場合は、当該施設全体）を自主的に閉鎖すること。ただし、次の点に留意すること。

①客観的な状況から見て、施設外での集団活動（地域活動等）で感染し、その前後に当該施設の他の利用者等と濃厚接触していないと推測される場合等には、当該活動を当面自粛するよう要請するに止め、施設の閉鎖は行わないこととしてもよいこと。

②罹患すると重症化するおそれのある人が何人もいるような施設については、感染が1人しか確認されていない段階で閉鎖してもよいこと。

③施設を閉鎖した7日間に新型インフルエンザ等患者が新たに発生しなければ、かかりつけ医等と相談の上で閉鎖を解除すること。新たな発生があれば閉鎖を延長すること。

(イ) さらに、特定の地域に所在する同種施設で集団感染が頻発するような場合には、その地域内に所在する全ての同種施設が一斉休業するよう求められるので、その場合には、患者が未発生の施設や発生しても単発的・散発的なものに止まっている施設も、求められた期間中は臨時休業すること。

(ウ) 当該施設が臨時休業している間、自宅で保育、介護等を受けることが困難な利用者(保護者が新型インフルエンザ等の診療やライフラインの維持に不可欠な業務に従事している者、介護できる家族等がいない者 等)については、特例的に当該施設での受入れを継続するか、他の施設に一時的に受け入れてもらうこと。

イ その他の措置

町立の福祉施設においては、施設の一時閉鎖や診察体制の変更に伴う留意事項を踏まえつつ、県及び町内発生早期から行っている感染防止措置等を継続・強化するものとする。その際、罹患すると重症化するおそれのある者がよく利用する施設では、感染拡大を防止するための措置を一層徹底して行う。

(4) 集客施設に係る対応

ア 臨時休業

町営の集客施設においては、臨時休業について、次のような対応を行うものとする。各課は、所管業務と関係する町営ではない集客施設に対しても、同様の対応を要請する。

(ア) 新型インフルエンザ等患者の疫学調査により、その者が当該集客施設を利用し、そこで他の利用者や施設の職員と濃厚接触したことが確認された場合には、産業医等と相談した上で、感染拡大を防止するため自主的に臨時休業すること。その際の休業期間は、ひとまず7日間程度とし、その間に当該施設の利用者等と濃厚接触した新型インフルエンザ等患者が新たに発生しなければ、産業医等と相談の上で休業を解除し、新たな発生があれば休業を延長すること。

(イ) さらに学校等の場合と同様に、感染拡大を防止するため必要があると認められる場合には、発症前後における患者及び濃厚接触者の活動地域等を勘案して設定される一定の区域内に所在する全ての同種施設について一斉休業が求められるので、その場合には、患者が利用していない施設も、求められた期間中は臨時休業すること。

(ウ) 臨時休業すると社会的・経済的に深刻な影響が生じる場合には、運営方法について感染拡大防止のための工夫((V)の4の(4)のアの(ア)を参照)を最大限に行うこと。そのようにした上であれば、営業等を続けるのもやむを得ない。

イ その他の対応

その他、町営の集客施設においては、県及び町内発生期から行っている感染防止措置等を継続・強化するものとする。各課は、所管業務と関係する町営でない集客施設に対しても、同様の対応を要請する。

(5) その他の社会的対応

ア イベント等の開催自粛

各課は、本町主催のイベントや集会等の開催を原則として中止又は延期するとともに、本町以外が主催するものについても、同様の対応を要請する。ただし、中止等すると社会的・経済的に深刻な影響が生じるイベント等に関しては、運営方法について感染拡大防止のための工夫（（V）の4の（5）のアを参照）を最大限に行うこととする。そのようにした上であれば、開催もやむを得ない。

イ 宿泊施設の対応

産業課は、県と連携し、旅館、ホテル等に対し、引き続き次のように対応するよう要請するものとする。

- （ア）宿泊客や従業員の健康状態の把握に努め、有症者に対しては、事前に連絡した上で適切な感染防止措置が行われている医療機関を受診するよう指導・手配する。
- （イ）宿泊客や従業員の感染が確認されたときは、当該施設の施設設備のうち感染源となるおそれがあるものを消毒すること。
- （ウ）観光誘客活動は自粛すること。

（6）予防接種

福祉保健課は、県及び町内発生早期の対策を継続する。

緊急事態宣言が出された場合の措置

緊急事態宣言が出されている場合には、基本的対処方針を踏まえ、予防接種を実施する。

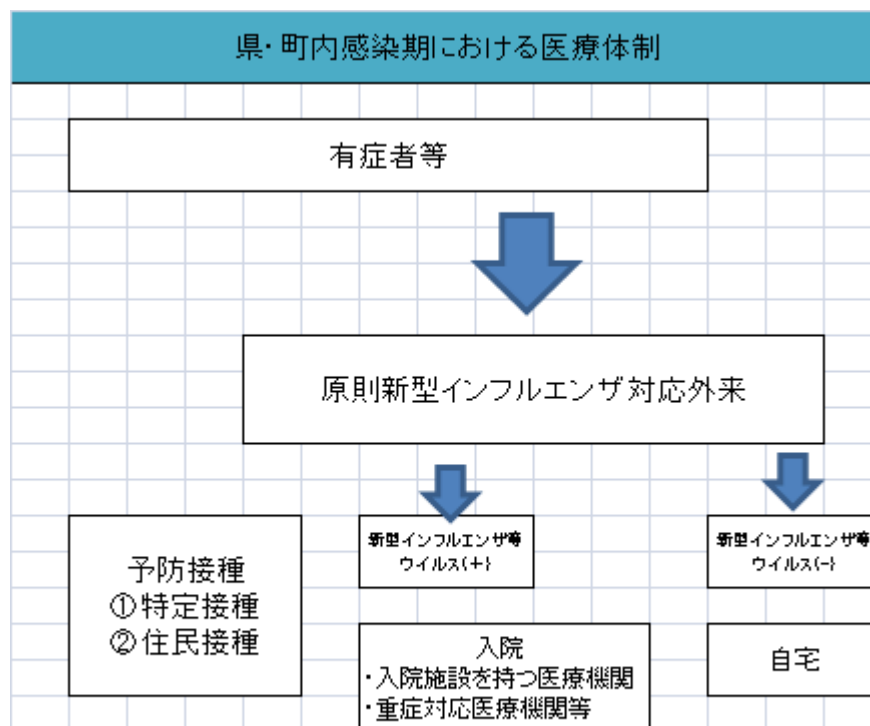
5 医療

（1）方針

新型インフルエンザ等のまん延に伴う医療体制の変更に協力して、住民の健康被害を最小限に食い止め、まん延がピークを越えたら、その段階的縮小・緩和を推進する。

（2）医療体制の変更

この段階では、従来の限定的な体制では対応が困難になると同時に、対策効果も上がらなくなるので、新型インフルエンザに係る医療体制は、次のように変更される。



福祉保健課は、県や医師会、医療機関等と連携し、新型インフルエンザ等の患者が増加して既存の医療施設では対応できなくなった場合に備え、臨時医療所の設置場所を検討する。また、自宅療養する社会的弱者に対して必要な支援を実施する。

6 町民生活及び経済の安定の確保

町民生活及び経済の安定の確保対策（Ⅴの6を参照）を強化する。

緊急事態宣言がされている場合には、次のとおりとする。

（１）方針

社会・経済面の対策は、既に県及び町内発生早期において、新型インフルエンザ等のまん延を見越したものになっている。従って、県及び町内感染期における対応は、県及び町内発生早期における対策の継続・強化を図ることが中心になる。それによって、社会・経済機能への影響を最小限に止める。そうした対応は、患者の発生が収まってきたら、徐々に緩和していく。

（２）事業者の対応

各課は、県と連携して関係する事業者に対し、感染防止措置の強化や事業継続措置の実行を促す。特に、ライフライン関係その他の基本的な社会機能に関わる事業者（Ⅰ）の6の（１）を参照）に対しては、Ⅴの6の（２）の表に掲げたような対応を引き続き要請する。

（３）町業務の維持

ア 事業継続等

各課及び総務課及び企画防災課は、事業の維持継続や職員の感染防止のため、状況に

応じて県及び町内発生早期から実施している取組（(V)の6の(3)のイ及びウを参照）を継続・強化するとともに、必要に応じて新たな取組も実施して、感染拡大を防止し、社会経済への影響を最小限に止める。

イ 町のライフライン事業

水道課及び環境保全課は、上水道、下水道、一般廃棄物の処理業務について、引き続き、事業の維持継続や職員の感染防止のための取組を推進する。

特に一般廃棄物に関しては、住民や事業者にごみの減量化と排出抑制を要請しつつ、収集・運搬等の受託業者に対しては、迅速に対応して衛生上の問題を生じさせないように指示するとともに、ごみの取扱い時における感染を防止するため、従業者にマスクを着させる等の措置を講じるよう指導する。

また、感染性産業廃棄物について、県から一般廃棄物焼却施設での処理要請があった場合には、当該施設で円滑に処理できるよう調整を行うものとする。

発生する遺体の数が、一時保管も困難になる場合には、県と協議し、感染症法第30条第2項の特例許可に基づき、患者の遺体を十分消毒した上で墓地に埋葬する。この場合において、埋葬可能な墓地がないときは、公共用地等を臨時の公営墓地とする。

(4) 住民生活の維持

産業課は、県及び町内発生早期における生活必需品の確保対策（(V)の6の(4)のアを参照）を継続・強化する。

福祉保健課は、在宅サービスが不可欠な高齢者や障がい者、罹患で日常の買い物が困難になる世帯等への支援についても、県及び町内発生早期に準じて（(V)の6の(4)のイを参照）必要な対応を行う。

未発生期	海外発生期	県・町内未発生期	県・町内発生早期	県・町内感染期	県・町内小康期
------	-------	----------	----------	---------	---------

(Ⅶ) 県・町内小康期

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行は一旦終息している状況。

目 的

- ① 町民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方

- ① 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ② 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。
- ③ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ④ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1 実施体制

(1) 方針

新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、回復した者が復帰してくる中、中止・延期していた業務を再開し、社会・経済機能の早急な回復を図るため、新型インフルエンザ等対策の実施体制を縮小していく。

(2) 各課の体制

当面、海外発生期以来の対策本部体制（（Ⅲ）の1の（2）を参照）の骨格は維持するが、新型インフルエンザ等への対応体制は必要最小限のものに縮小し、各課の体制を速やかに常態に復帰させ、休止・延期していた業務を再開して、萎縮した社会・経済活動の再活性化を促す。

(3) 体制の廃止

対策本部長は、国や県の動向（緊急事態解除宣言等）や県及び町内の発生状況、社会経済の動向等を勘案し、総合的な対策を重点的に推進する必要がなくなったと判断したときは、対策本部を廃止する。

2 サーベイランス・情報収集

(1) 方針

県及び町内の発生状況（まん延の終息状況）等に関する情報を引き続き収集する一方、臨時休業の解除や業務再開等に関する情報の収集にも努める。また、発生した新型インフルエンザ等の特性に関する情報、実施された対策の成果と限界、社会経済への影響といった評価情報も収集し、新たな流行に備えた対策の立案等に役立てる。

(2) 情報の収集

各課は、県及び町内発生早期に収集していたような情報（(Ⅴ)の3の(2)を参照）を引き続き収集する。

(3) サーベイランス

引き続き、国及び県が実施する、インフルエンザに関する通常のサーベイランス等に協力する。

3 情報提供・共有

(1) 方針

まん延の終息状況や休業解除、事業再開等に関する情報を積極的に提供し、住民や事業者に活動再開を促すとともに、これまでの対応を総括・評価して、次の流行に備えた対策・準備の必要性を啓発する。

(2) 提供する情報

各課は、一般住民に向けて次の事項を広報する。

項目	内容
一般的・基本的な情報	・ 新型インフルエンザ等に関する基礎知識 ・ 全国的な発生動向、対応状況等
生活関連情報	・ 生活必需品の需給動向等 ・ 公共交通機関の運行状況 ・ 臨時休業の解除、イベントの開催、業務の再開等の状況 ・ 医療機関等の状況(帰国者・接触者外来や県帰国者・接触者相談センターの廃止等) ・ 新型インフルエンザ等による被害への支援制度
住民・事業者への呼びかけ（協力依頼）	・ 旅行・出張・外出・集会等の自粛解除 ・ 新たな流行に対する職場や家庭における備え（(Ⅰ)の3の(5)を参照）
観光客への呼びかけ	・ まん延が終息し、活気を取り戻しつつある町内の観光地の状況
県及び町内での発生状況	・ まん延の終息状況

(3) 相談窓口

まん延状態の終息に伴い、住民からの相談は減少するので、新型インフルエンザ等に関する相談窓口の体制は縮小するが、第二波に対する不安感から、依然ある程度の相談は寄

せられると予想されるので、当分の間、当該相談窓口自体は存置する。

4 予防・まん延防止

(1) 方針

県及び町内感染期に行っていた対策を停止・解除し、次の流行に備える。

(2) 予防接種

福祉保健課は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条3項に基づく新臨時接種を進める。

(3) 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。

5 医療

(1) 方針

県や医療機関等が新型インフルエンザ等発生以前の通常の医療体制に復帰し、次の流行に備えるのに協力する。

(2) 特別な対応の廃止

この段階になると、新型インフルエンザ等に関する県の相談体制も順次縮小され、医療機関でも、帰国者・接触者外来その他の有症者を他の患者と接触させないための措置も廃止される。

(3) 次の流行への備え

福祉保健課は、これまでの医療対応を評価・分析し、行動計画の見直し等を行って次の流行に備える。

(4) 緊急事態がされている場合の措置

必要に応じて、県及び町内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

6 町民生活及び経済の安定の確保

(1) 方針

新型インフルエンザ等のまん延が終息する中で、中止・延期した事業を再開するとともに、社会・経済活動を以前のレベルに戻していく。併せて、次の流行に備えた準備を進める。

(2) 事業者の常態復帰

各課は、県と連携して関係する事業者に対し、中止等していた業務を再開・復旧し、通常の事業体制に速やかに復帰するよう促す。また、これまでの対応や被害を評価・分析して事業継続計画等を見直し、次の流行時にも必要な事業は継続していけるよう、その準備を促す。

(3) 町業務の常態復帰

各課は、重点配備していた部門から要員を引き揚げて縮小していた部門に再配置し、休止・延期していた業務を再開する。

また、これまでに実施した対策の評価と分析を行い、その結果に基づいて、行動計画等について所要の見直しを行い、第二波の流行に備えて必要な対策を準備しておく。

総務課は、そうした対応が可能な組織体制を構築すべく総合的な調整を行い、必要に応じて職員配置の再見直しを行う。

(4) その他

産業課は、県及び町内発生早期における生活必需品の確保対策（(Ⅴ)の6の(4)のAを参照）を継続する。

関係各課においては、生活必需品の確保や、在宅サービスが不可欠な高齢者や障がい者、罹患で日常の買い物が困難になる世帯等への生活支援の取組について、それまでの実績を評価し、より効果的な対策を検討して、次の流行に備える。

(5) 「緊急事態宣言」がされている場合の措置

(5) - 1 業務の再開

事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。

(5) - 2 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

国及び県と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策（政府）

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的大規模かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

(1) 実施体制

(1)-1 政府の体制強化

- ① 国は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、関係省庁対策会議を開催し、人への感染拡大防止対策に関する措置について協議・決定する。（内閣官房、関係省庁）
- ② 国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う¹鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合には、必要に応じ、関係省庁において、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じ、水際対策、在外邦人へ情報提供等の対策に関する措置について検討する。（内閣官房、厚生労働省、外務省、関係省庁）

(1)-2 国際間の連携

- ① 国は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況について、海外関係機関等との情報交換を行う。（厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省、外務省）

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

- ① 国は、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集する。また、在外公館、国立感染症研究所（WHO インフルエンザコラボレーティングセンター等）及び検疫所は、情報を得た場合には速やかに関係部局に報告する。（厚生労働省、農林水産省、外務省、文部科学省）

➤ 情報収集源

- ✓ 国際機関（WHO、OIE、国連食糧農業機関（FAO）等）
- ✓ 国立大学法人北海道大学：OIE リファレンスラボラトリー
- ✓ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
- ✓ 地方公共団体

¹ WHOは必要に応じグローバルアラートを行う。

(2)-2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

- ① 国は、国内における鳥インフルエンザウイルスの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。(厚生労働省)

(3) 情報提供・共有

- (3)-1 国は、国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、発生した地方公共団体と連携し、発生状況及び対策について、国民に積極的な情報提供を行う。(内閣官房、厚生労働省)

- (3)-2 国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、必要に応じて地方公共団体に対し、海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、情報提供を行い、また、国民に積極的な情報提供を行う。(内閣官房、厚生労働省、関係省庁)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 在外邦人への情報提供

- ① 国は、鳥インフルエンザの発生国に滞在・留学する在外邦人に対し、直接または国内の各学校等を通じ、海外での家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や鳥インフルエンザの人への感染状況について情報提供、感染予防のための注意喚起(養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等)を行う。また、国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、同様の情報提供、注意喚起を行う。(外務省、厚生労働省、文部科学省)

(4)-2 人への鳥インフルエンザの感染防止策

(4)-2-1 水際対策

- ① 国は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合には、発生国における発生状況の情報提供、検疫所における発生国への渡航者や発生国からの帰国者への注意喚起を行う。
- ② 検疫所は、鳥インフルエンザ(H5N1)については、有症者の早期発見に努めるとともに、有症者の対応に必要な備品、検査機器等を十分整備し、検疫法に基づく診察、健康監視、都道府県知事への通知等を実施する。(厚生労働省)

(4)-2-2 疫学調査、感染防止策

- ① 国は、都道府県等に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームを派遣し、地方公共団体と連携して、積極的疫学調査を実施する。(厚生労働省)

- ② 国は、都道府県等に対し、疫学調査や接触者への対応（外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等の実施を要請する。（厚生労働省）
- ③ 国は、防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行い、又は都道府県警察等を指導・調整する。（警察庁）
- ④ 国は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、外出自粛や出国自粛を要請する。（厚生労働省）
- ⑤ 国は、国内発生情報について、国際保健規則（IHR）に基づき、WHO へ通報する。（厚生労働省）

(4)-2-3 家きん等への防疫対策

- 国は、鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止する観点等から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、高病原性鳥インフルエンザが発生している国・地域からの家きん等の輸入停止、渡航者への注意喚起、国内の農場段階での衛生管理等を徹底する。
- 国内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施する。（関係省庁）
 - ・ 都道府県との連携を密にし、防疫指針に即した都道府県の具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を支援する。（農林水産省）
 - ・ 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、都道府県による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、都道府県からの求めに応じ、自衛隊の部隊等による支援を行う。（防衛省）
 - ・ 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行うよう都道府県警察等を指導・調整する。（警察庁）

(5) 医療

(5)-1 国内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 国は、都道府県等に対し、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう、助言する。（厚生労働省）
- ② 国は、都道府県等に対し、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するよう要請する。また、検査方法について、各地方衛生研究所で実施できるよう情報提供を行う。（厚生労働省）

- ③ 国は、都道府県等に対し、鳥インフルエンザ（H5N1）の患者（疑似症患者を含む。）について、感染症法に基づき、入院等の措置を講じ、その他の鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）については、必要に応じ、感染症法に基づいた措置を講ずるよう要請する。（厚生労働省）

(5)-2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど WHO が情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

- 国は、都道府県等に対し、以下について要請する。
- ・ 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、国に情報提供するよう医療機関等に周知するよう要請する。
 - ・ 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の予防策について医療機関等に周知する。

付録1 資料

- 1 新型インフルエンザ等発生時の自粛依頼文（海外発生期）
- 2 新型インフルエンザ等発生時の自粛依頼文（県及び町内未発生期）
- 3 町長メッセージ（警戒宣言）
- 4 町長メッセージ（流行宣言）
- 5 町長メッセージ（終息宣言）

1 新型インフルエンザ等発生時の自粛依頼文（海外発生期）

発生が懸念されていた新型インフルエンザが、平成〇〇年〇〇月〇〇日に、〇〇〇（国名）で発生したことが確認されました。

国内では、新型インフルエンザ等の発生は確認されていませんが、今後、海外で感染した帰国（入国）者による二次感染の危険性がありますので、国内での感染を防止するため、皆様の御協力をお願いします。

<町民の皆様へ>

新型インフルエンザ等の感染拡大をくいとめるため、次のことに御協力をお願いします。

- 1 〇〇月〇〇日以降に〇〇から帰国された方は、徳島県東部保健福祉局（徳島保健所）に御連絡をしてください。また、症状の有無にかかわらず、できるだけ外出を控えていただき、特に不特定多数の集まる場所への外出は自粛してください。やむを得ず外出する場合は、次の点に注意してください。なお、御連絡を頂いた方には、徳島県東部保健福祉局（徳島保健所）職員が健康調査を行いますので、御協力をお願いします。

(1) マスク、うがい、手洗いを励行する。マスクの装着は説明書をよく読んで正しく着用する。

(2) 「咳エチケット」を心がける。

①咳・くしゃみが出る場合はティッシュ・ハンカチ等で口・鼻を押さえ、周りの人から顔をそむける。

②使用後のティッシュはふた付のゴミ箱に捨てる。

- 2 〇〇国への不要、不急の渡航については、お控えいただくことをお勧めします。

- 3 〇〇月〇〇日以降に〇〇〇から帰国された方で、発熱又は激しい咳や呼吸困難などの呼吸器症状があらわれた場合は、速やかに徳島県東部保健福祉局（徳島保健所）に相談し、指示された医療機関に連絡の上受診してください。

院内感染防止対策を講じるため準備が必要です。徳島県保健福祉局（徳島保健所）に電話連絡せず医療機関で受診することは、絶対におやめください。

- ・ 医療機関を受診する際は、マスクを必ず着用してください。
- ・ 新型インフルエンザ等に感染している可能性があるとして徳島保健所が判断した場合には、感染拡大防止と安全確保のため、接触のあった方に対して聞き取り調査などを実施しますので、御理解と御協力をお願いします。

県では、新型インフルエンザ等に対する住民の皆様の不安に対応するために、徳島保健所に相談体制を整備し、海外渡航された方で健康に不安がある方からの相談に応じています。

コールセンター & 帰国者・接触者相談センター	東部保健福祉局（徳島保健所）	0 8 8 - 6 0 2 - 8 9 0 7
	東部保健福祉局（吉野川保健所）	0 8 8 3 - 3 6 - 9 0 1 9
	南部総合県民局保健福祉環境部	
	（阿南保健所）	0 8 8 4 - 2 8 - 9 8 7 4
	（美波保健所）	0 8 8 4 - 7 4 - 7 3 4 3
	西部総合県民局保健福祉環境部	
	（美馬保健所）	0 8 8 3 - 5 2 - 1 0 1 7
	（三好保健所）	0 8 8 3 - 7 2 - 1 1 2 2
	健康増進課 感染症・疾病対策室	0 8 8 - 6 2 1 - 2 2 2 8

2 新型インフルエンザ等発生時の自粛依頼文(県及び町内未発生期)

発生が懸念されていた新型インフルエンザが、平成〇〇年〇〇月〇〇日に、〇〇〇(発生場所)で発生したことが確認されました。

上板町内では、新型インフルエンザ等の発生は確認されていませんが、今後、感染者との接触等による二次感染の危険性がありますので、町内での感染を防止するため、皆様の御協力をお願いします。

＜町民の皆様へ＞

- 1 下記の内容に該当することがある方は、外出を自粛いただくとともに、最寄の県保健所に御連絡をください。御連絡を頂いた方には、県保健所職員が健康調査を行いますので、御協力下さい。

【新型インフルエンザの疑い症状】 ←現時点での定義

発症7日以内に新型インフルエンザ等(疑い例も含む)との接触又は患者発生地域での滞在に加えて、以下の3項目全てに該当する方

○発熱(38度以上)

○咽頭痛、咳、呼吸困難のいずれか1つ以上の症状

○簡易検査キットでA型インフルエンザ陽性

- 2 新型インフルエンザ様の症状が現れた場合には、医療機関での院内感染を防止するため、まず県福祉保健局(保健所)に連絡したうえで、その指示に従って徳島県東部保健福祉局(徳島保健所)が受診調整する医療機関で受診してください。院内感染防止対策を講じるため準備が必要です。徳島県東部保健福祉局(徳島保健所)に電話連絡せず医療機関で受診することは、絶対におやめください。

- ・ 医療機関を受診する際は、マスクを必ず着用してください。
- ・ 新型インフルエンザ等に感染している可能性があるとして県福祉保健局(保健所)が判断した場合には、感染拡大防止と安全確保のため、接触のあった方に対して聞き取り調査などを実施しますので、御理解と御協力をお願いします。

上板町では、新型インフルエンザに対する町民の皆様の不安に対応するために、専用電話相談窓口を設置しています。

コールセンター & 帰国者・接触者相談センター	東部保健福祉局(徳島保健所)	088-602-8907
	東部保健福祉局(吉野川保健所)	0883-36-9019
	南部総合県民局保健福祉環境部	
	(阿南保健所)	0884-28-9874
	(美波保健所)	0884-74-7343
	西部総合県民局保健福祉環境部	
	(美馬保健所)	0883-52-1017
	(三好保健所)	0883-72-1122
	健康増進課 感染症・疾病対策室	088-621-2228

3 町長メッセージ(警戒宣言)

上板町内での発生が確認されました。

新型インフルエンザ等患者の県内での発生が確認されました。

このウイルスは、全ての人が免疫を持っていないことから、急激に感染拡大するおそれがあります。

現在、感染された患者さんの症状は、発熱、せきといった通常のインフルエンザとよく似た症状となっておりますので、町民の皆様には、手洗い、うがい等の一般的な予防方法を励行していただくとともに、感染拡大を少しでも防ぐために、今後、国及び県等が提供する情報をもとに取り組みを進めてください。

慎重かつ冷静な判断は必要ですが、過度の心配は必要ありません。

不確かな噂に惑わされず、正しい知識と正確な情報を収集して冷静に行動してください。今後の情報に十分注意してください。

患者：上板町在住、〇〇国より〇月〇日帰国、感染指定医療機関に入院中

症状：高熱、咳等

上板町では、県及び町内の患者発生を受け、医療体制の確保を要請するとともに感染拡大の防止に努めてまいります。

新型インフルエンザ等のに関する質問、ご相談は下記まで

TEL088-694-6810 上板町役場福祉保健課（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）

<町民の皆様へ>

- 現在、周辺の感染有無について、家族等接触者の方々の調査中です。
- 町民の皆様には、外出後の手洗いうがいを励行し、外出時にはマスクを着用し、流行地への旅行及び人混みや繁華街への外出を控えてください。また、十分な休養をとり、体力や免疫力を高め、日頃からバランスの良い栄養をとることも大切です。
- 今後の情報に十分留意し、感染機会をできるだけ減らすことが大切です。

上板町長 □□□□

4 町長メッセージ(流行宣言)

上板町内で急激に流行する兆しがみられます。

現在、町内において、新型インフルエンザ等の大規模な流行が発生しています。

患者数 ○○名（月 日現在）

今後、町内全域において急激に流行するおそれがありますので、今後の情報に十分留意して下さい。

症状が生じた場合は、指定した医療機関で受診して下さい。

新型インフルエンザ等に関する質問、ご相談は下記まで

TEL088-694-6810 上板町役場福祉保健課（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）

○集会等の自粛について

新型インフルエンザ等は、咳（せき）、くしゃみ、つばなどの飛沫とともに放出されたウイルスを、鼻や口から吸入すること等によって感染します（飛沫感染と呼ばれています）。

感染拡大の防止のためには、感染者との接触を避けるため外出自粛が必要です。

集会場や劇場、映画館などは、感染拡大が最も危険な場所となるので、集会の禁止や閉館という事態も想定してください。

○学校等での対応について

保護者の方は、自宅で待機しているお子さんの毎朝の健康観察をお願いします。また、手洗いとうがいの徹底、外出を避けること、自宅学習について指導をお願いします。自宅学習については、学校から緊急連絡網を使って連絡します。学校の再開については流行状況と社会的状況を見極めた上で判断します。

○公共交通機関、企業について

通勤で利用する汽車、バスも感染拡大を助長するので、不急不要の利用を差し控えることが必要です。また、企業活動等において、生活に必要な業種を除き活動の自粛をお願いします。

○町民の方々について

感染防止のため不要不急の外出を控えてください。

家族内に患者がいる家族や、患者を収容している病院では、特に二次感染が起こりやすく、患者の介護、治療にあたっては、細心の注意が必要です。発症者は自身が感染者となって他人にうつすことを自覚し、マスクを着用し、できるだけ他人と接触をさけることが肝要です。発症後、ウイルスを排出する期間は、外出を控えてください。

上板町長 □□□□

コールセンター	東部福祉保健局（徳島保健所）	0 8 8 - 6 0 2 - 8 9 0 7
	東部福祉保健局（吉野川保健所）	0 8 8 3 - 3 6 - 9 0 1 9
	南部総合県民局保健福祉環境部	
	（阿南保健所）	0 8 8 4 - 2 8 - 9 8 7 4
	（美波保健所）	0 8 8 4 - 7 4 - 7 3 4 3
	西部総合県民局保健福祉環境部	
	（美馬保健所）	0 8 8 3 - 5 2 - 1 0 1 7
	（三好保健所）	0 8 8 3 - 7 2 - 1 1 2 2
	健康増進課 感染症・疾病対策室	0 8 8 - 6 2 1 - 2 2 2 8

5 町長メッセージ(終息宣言)

新型インフルエンザについて〇〇から終息宣言が出されました。

患者数 〇〇名 (月 日現在)
 町内の患者も減少しています。
 生活も今後回復していきます。
 町役場の業務も逐次通常に戻します。

しかしながら、新型インフルエンザの次の流行も予想されます。
 引き続き、手洗い、うがい、マスクの着用、備蓄を心がけてください。
 なお、今後の情報に十分注意して下さい。

新型インフルエンザに関する質問、ご相談は下記まで
 TEL088-694-6810 上板町役場福祉保健課 (平日 8 時 3 0 分～ 1 7 時 1 5 分)

新型インフルエンザの症状が生じた場合は、指定した医療機関で受診して下さい。

新型インフルエンザに関するご相談は

相談窓口 (コールセンター)	東部福祉保健局 (徳島保健所)	0 8 8 - 6 0 2 - 8 9 0 7
	南部総合県民局保健福祉環境部	
	(阿南保健所)	0 8 8 4 - 2 8 - 9 8 7 4
	(美波保健所)	0 8 8 4 - 7 4 - 7 3 4 3
	西部総合県民局保健福祉環境部	
	(三好保健所)	0 8 8 3 - 7 2 - 1 1 2 2
	(美馬保健所)	0 8 8 3 - 5 2 - 1 0 1 7

新型インフルエンザ等対応行動計画

第1版 平成26年6月9日

上板町役場企画防災課

〒771-1392

板野郡上板町七條字経塚42番地

TEL (088)694-6824／FAX (088)694-5903